

令和 4 年度予算案の概要（老健局）

【一般会計】

令和 4 年度予算案	(A)	3 兆 5, 4 2 1 億円
(うち、老健局計上分)		(3 兆 2, 7 2 2 億円)
令和 3 年度当初予算額	(B)	3 兆 4, 3 1 3 億円
(うち、老健局計上分)		(3 兆 1, 7 6 3 億円)
差 引	(A - B)	+ 1, 1 0 8 億円
		<対前年度伸率+3. 2%>
(うち、老健局計上分)		(+ 9 5 9 億円)
		<対前年度伸率+3. 0%>

- ※ 「老健局計上分」は、他局計上分（第 2 号保険料国庫負担金等）を除いた額である。
- ※ 計数はデジタル庁計上分を含む。
- ※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

一 目 次

I 令和 4 年度予算案の主要事項（一般会計）	1
II 令和 4 年度予算案の主要事項（復興特別会計）	14
（参考）各施策の担当課室	15

I 令和4年度予算案の主要事項（一般会計）

1. 新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等

（R3予算）549億円の内数等 → （R4予算案）549億円の内数等

○ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 137億円の内数 → 137億円の内数

新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業所・施設等が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるように支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援体制等を構築する。

○ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金） 412億円の内数 → 412億円の内数

介護施設等における簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に必要な費用を補助する。

○ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金） 12億円の内数 → 12億円の内数

介護施設等における換気設備の設置に必要な費用を補助する。

○ 感染症等の拡大防止等に係る介護事業所・施設等に対する研修等支援 1.0億円 → 0.5億円

介護事業所・施設等に対する、感染症対策の専門家による実地研修やセミナー、業務継続計画（BCP）の作成支援を行う。

（参考）令和3年度補正予算

○ 通いの場をはじめとする介護予防や施設での面会等の再開・推進の支援

4.1億円

コロナ禍における高齢者の外出自粛等の長期化による健康への影響を軽減するため、通いの場をはじめとする介護予防の取組や施設での面会等の再開・推進の広報を行うとともに、家族面会室の整備について既定予算（地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加）を活用し、要件緩和の上で支援する。

○ 介護保険料の減免を行った市町村等に対する財政支援 14億円

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して、介護保険料の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

2. 介護保険制度による介護サービスの確保、地域の体制構築

(R3予算) 3兆3,121億円 → (R4予算案) 3兆4,243億円

○ 介護保険制度による介護サービスの確保（一部社会保障の充実）

3兆393億円 → 3兆1,515億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の提供に必要な経費を確保する。

・ 介護給付費負担金

2兆1,945億円 → 2兆2,712億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

〔※ 施設等給付費とは、都道府県知事等が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。〕

・ 調整交付金

5,955億円 → 6,159億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

・ 第2号保険料国庫負担金（保険局計上分）

2,493億円 → 2,644億円

国民健康保険等の介護納付金に係る国庫負担（補助）。

○ 地域支援事業の推進（一部社会保障の充実） 1,942億円 → 1,928億円

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症への支援等を一体的に推進する。

・ 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進（一部社会保障の充実）

1,675億円 → 1,661億円

要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進する。

・ 包括的支援事業の推進（社会保障の充実）

267億円 → 267億円

(公費534億円) (公費534億円)

全ての市町村で、以下の①から④までの事業を実施。

①認知症施策の推進【一部新規】

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や認知症

地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置、社会参加活動の体制整備、認知症の人やその家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動（チームオレンジ）を推進するほか、新たに認知症の人と家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に対して補助を行うなど、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

②生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、高齢者の就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

③在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

④地域ケア会議の開催

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築や地域課題の把握等を推進する。

○ 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置（社会保障の充実）

786億円 → 786億円

（公費1,572億円）（公費1,572億円）

介護保険の第1号保険料について、介護給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う。

3. 介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備

（R3予算） 1, 0 6 9 億円 → （R4予算案） 1, 2 2 6 億円

○ 地域医療介護総合確保基金（介護分）の実施（社会保障の充実）

【一部新規】 【一部再掲】 549億円 → 549億円

（公費824億円）（公費824億円）

・ 介護施設等の整備

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費等や、一定の条件の下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設の移転費への助成を行う。また、介護付きホームの施設整備費（定員29人以下）と定期借地権設定のための一時金支援の対象都道府県の拡大を行う。

・介護従事者の確保

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

令和4年度では、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保を引き続き支援するとともに、ICT導入支援の拡充を行う。また、新たに、共生型サービスの普及啓発や地域における認知症施策の底上げ・充実等について支援する。

○ 介護施設等における防災・減災対策の推進【一部再掲】

12億円 → 12億円

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

介護施設等における防災・減災対策を推進するため、地域密着型サービス施設等へのスプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等や、介護施設等（広域型を含む）の非常用自家発電設備及び給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に必要な経費について支援を行う。

(参考) 令和3年度補正予算

○ 介護施設等の耐災害性強化等 81億円

・社会福祉施設等災害復旧費補助金 25億円

・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 56億円

介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に必要な経費について支援を行う。

○ 介護職員の処遇改善の促進【一部再掲】

508億円 → 508億円

・ 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善【再掲】

506億円 → 506億円

介護職員等特定処遇改善加算により、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

・ 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業 2.0億円 → 2.0億円

介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、国・自治体が事業所へ専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、個別の助言・指導等による支援を行う。

【未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現】

○ 公的部門における分配機能の強化（一部社会保障の充実）

【新規】 【一部再掲】 157億円

・ **介護現場で働く方々の収入の引上げ（社会保障の充実）**

【新規】 【再掲】 153億円

（公費313億円）

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置^{（注1）}を講じることとする。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策^{（注2）}を講じる。

（注1）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（注2）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

・ **介護職員の処遇改善を円滑に実施するための財政安定化基金の積増しに係る特例的補助【新規】**

4.0億円

介護職員の処遇改善を円滑に実施するため、財政安定化基金への拠出に要する費用について、特例的に補助を行う。

（参考）令和3年度補正予算

○ 介護現場で働く方々の収入の引上げ **1,000億円**

介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置^{（注）}を、令和4年2月から実施する。

（注）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

4. 介護分野における生産性向上の推進

(R3予算) 7.3億円 → (R4予算案) 9.3億円

【介護分野における生産性向上】

介護ニーズが増加する一方、労働力人口が減少する状況下で、介護サービスの効果的・効率的な提供を推進するため、以下の取組を実施する。

○ 介護事業所における生産性向上推進事業 2.3億円 → 1.7億円

セミナーを通じた好事例の展開を図るとともに、事業所の評価指標等に関する調査・研究等を行う。

○ 介護ロボット開発等加速化事業 5.0億円 → 5.0億円

介護現場の生産性向上に資するよう、介護ロボット等の開発等を促進するため、ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口、開発実証のアドバイス等を行うリビングラボ等からなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築に取り組む。

○ ICT・介護ロボット導入支援（地域医療介護総合確保基金）【再掲】 137億円の内数 → 137億円の内数

生産性向上、業務負担の軽減等に向けた取組を促進し、安全・安心なサービスを提供できるよう、介護サービス事業所におけるICT・介護ロボットの導入を支援する。

○ ケアプランデータ連携システム構築事業 2.7億円

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で交わされるケアプランのデータ連携を可能とし、事業所の負担軽減を図るため、介護事業所等とのデータ連携が促進されるよう環境整備に取り組む。

(参考) 令和3年度補正予算

○ 介護ロボット開発等加速化事業 3.9億円

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームの機能拡充等により、介護ロボット開発等の加速化を支援し、生産性向上等を通じた安全・安心な介護サービスの提供等を推進する。

○ オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システム改修事業 90百万円

介護分野の文書の作成等に関する負担軽減を図るため、既存システムである介護サービス情報公表システムの改修により、ICTを活用した利便性の高い全国共通の電子申請・届出システムを拡充する。

5. 地域包括ケア、自立支援・重度化防止及び在宅医療・介護連携の推進

(R3予算) 409億円 → (R4予算案) 413億円

【保険者機能の強化】

○ 保険者の予防・健康づくり等の強化（一部社会保障の充実）

400億円 → 400億円

高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の実施を強化するため、交付金により、介護予防・健康づくり等に資する取組を強力に推進する。

○ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進

2.9億円 → 3.0億円

地域包括ケア「見える化」システムのデータ拡充や機能追加を行い、市町村等が客観的かつ容易に全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、地域差、取組等を把握・分析できる体制を構築する。

○ 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の横展開

52百万円 → 52百万円

保険者において自立支援等の取組を着実に実施するため、都道府県等への研修や普及啓発等を行う。

【地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施】

○ 地域づくり加速化事業【新規】

75百万円

地域包括ケアを全国で推進するため、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージを活用し、有識者による研修実施や、総合事業等に課題を抱える市町村等への伴走的支援を行う。

【科学的介護の実現に資する取組の推進】

○ 科学的介護データ提供用データベース構築等事業 4.3億円 → 8.0億円

自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータ収集・分析を行うデータベースの機能改修等を行う。

○ 科学的介護に向けた質の向上支援等事業

40百万円 → 41百万円

介護現場でのPDCAサイクルを推進するために必要な、科学的介護情報等の利活用に係る好事例の収集等を行う。

【在宅医療・介護連携の推進】

○ 在宅医療・介護連携推進支援事業 30百万円 → 22百万円

市町村が地域の実情にあわせて在宅医療・介護連携に関する取組を推進・充実を図るために、在宅医療・介護連携推進事業の検証及び充実の検討や、都道府県に対して市町村支援に関する技術的支援を行う。

○ 在宅医療・介護連携に係る地域支援事業の推進(社会保障の充実)【再掲】

6. 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

(R3予算) 125億円 → (R4予算案) 127億円

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進する。

【市町村における取組の推進】

○ 認知症に係る地域支援事業の推進【再掲】

【都道府県等による広域的な取組の推進】

○ 認知症施策の総合的な取組 22億円 → 22億円

ア 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 9.0億円 → 9.0億円

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人本人によるピア活動の促進や認知症の人本人が集う取組の普及、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立、認知症対応型グループホーム等において認知症の人とその家族に対する相談・助言等を継続的に行う伴走型支援拠点の整備など認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

(※) 上記の他、地域医療介護総合確保基金を活用して認知症施策の充実を図る。

イ 認知症疾患医療センターの整備促進・診断後等支援機能の強化

12.6億円→12.9億円

認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症疾患医療センターの整備を促進し、地域において、認知症の人に対する必要な医療を提供できる機能体制の構築を図る。また、診断後や症状増悪時に、認知症の人やその家族の不安が軽減されるよう相談支援を行う機能の強化を図る。

【国による普及啓発】

○ 認知症理解のための普及啓発等 40百万円 → 40百万円

認知症の人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など認知症の人本人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための広報・啓発を集中的に実施する。また、日本認知症官民協議会の開催・運営を通じて、認知症バリアフリーの推進に向けて官民の連携を強化するとともに、認知症バリアフリー宣言(仮称)の導入など認知症への取組を積極的に行っている企業等の見える化を行うための環境整備を通じて、社会全体の認知症に関する取組の強化を図る。

【成年後見制度の利用促進】

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進（社会・援護局計上分）【一部新規】 5.9億円 → 5.1億円

都道府県において、司法専門職等との定期的な協議・権利擁護支援に関する助言・アドバイザーの派遣等の仕組みを構築することで、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討等の中核機関のコーディネート機能を強化することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

○ 意思決定支援の推進等による権利擁護支援の強化（社会・援護局計上分）【新規】 1.3億円

意思決定支援を推進するため、都道府県等において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした研修を実施する。

また、民間団体等も含めた多様な主体による権利擁護支援体制の強化を図るため、多様な主体が参画する連携・協力体制づくりのモデル的な取組を実施する。

○ 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成【再掲】 137億円の内数等 → 137億円の内数等

市民後見人等の成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立費用や報酬への助成等を推進する。

【認知症研究の推進】

○ 認知症研究の推進（大臣官房厚生科学課計上分）【一部新規】 12億円 → 12億円

認知症施策推進大綱に基づき、全国的なコホート・レジストリ研究や前臨床期を対象とした治験に対応できるコホートの構築等によって、予防のエビデンス収集や病態解明、認知症診断に資するバイオマーカー研究やゲノム研究、治療薬の開発等を推進する。

7. 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等

(R3予算) 28億円 → (R4予算案) 27億円

○ 高齢者地域福祉推進事業（老人クラブへの助成） 26億円 → 25億円

老人クラブが行う高齢者の健康づくり・介護予防活動など各種活動に対する助成や、都道府県・市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成等を行う。

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）事業 1.0億円 → 1.0億円

令和4年度に実施予定のねんりんピック（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市大会）に対する助成を行う。

○ 高齢者生きがい活動促進事業 20百万円 → 20百万円

住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行う。

など

8. 適切な介護サービス提供に向けた取組

(R3予算) 145億円 → (R4予算案) 120億円

○ 老人保健健康増進等事業 25億円 → 25億円

介護保険制度の適正な運営を図るため、自立支援・重度化防止に向けた高齢者の社会参加など老人保健福祉サービスの実施や、虚弱高齢者に対する予防、認知症施策、介護人材確保対策などに関し、先駆的、試行的な調査研究事業等に対する助成を実施する。

○ 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業 14億円 → 11億円

医療と介護のデータ連携や介護関連データの利活用を促進するため、基本チェックリスト情報等の収集に必要な保険者のシステム改修や、介護事業所に対する認証機能等の整備に必要な国民健康保険連合会等のシステム改修を行う。

○ 介護ワンストップサービス実施に伴うシステム改修

1.5億円 → 75百万円

介護保険に係る申請手続のオンライン化を実施し、その利用を推進していくに当たって保険者のシステム改修等を支援する。

○ 高齢者虐待への対応 1.4億円 → 1.4億円

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るため、地域の実情に応じた専門的な相談体制の整備や研修の実施、市町村との連携強化など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進する。

○ **大規模実証事業** **1.2億円 → 0.9億円**

社会参加と生活習慣病対策に係る取組の効果に関するデータを収集し、これらを通じた高齢者の健康づくり・介護予防の手法について検証する。

○ **高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業**

60百万円 → 40百万円

集合住宅等に入居する高齢者に対してサービスを提供する事業所への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県等における指導体制の強化を図るための支援を行う。

○ **高齢者住まい・生活支援伴走支援事業**

24百万円 → 20百万円

高齢者等が安心して地域で暮らしていけるよう、居住と生活の一体的支援を行う取組の普及促進を図る観点から、当該取組の検討・実施予定の市町村に対し、有識者等の派遣、実態把握、意見交換、課題検討等の支援を行う。

○ **地域におけるリハビリテーションのあり方に関する検証事業【新規】**

16百万円

訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所が行うリハビリテーションの実態等を踏まえ、地域特性に応じた課題を調査し、それぞれの役割に応じたサービス提供のあり方を検討する。

など

(参考) 令和3年度補正予算

○ **介護保険システムの標準化に向けた標準的仕様書作成等業務委託事業**

60 百万円

各自治体における介護保険システムの標準化に向けて、令和3年8月に策定した標準仕様書について、データ要件や連携要件を追加するなどの改訂を行う。

○ **マイナンバー情報連携のためのシステム改修**

7.3 億円

介護保険分野では、各制度の改正等に伴い、情報連携を行うデータ項目等を規定したデータ標準レイアウトの改版を実施しており、令和4年6月のデータ標準レイアウトの改版に伴い、保険者の既存システムの改修を支援する。

Ⅱ 令和４年度予算案の主要事項（復興特別会計）

○ 東日本大震災からの復興への支援（介護分野）

（R3 予算） 13 億円 → （R4 予算案） 20 億円

○ 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 12 億円 → 11 億円

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

※ 上記については、『「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』（令和３年３月９日閣議決定）において、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされており、これを踏まえ、見直しの内容等について検討する。

○ 被災地における介護サービス提供体制の確保 1.4 億円 → 1.4 億円

長期避難者の早期帰還を促進する観点から、住民帰還に先んじて、避難指示解除区域等で事業を継続・再開する介護施設・事業所の経営等を支援する。

○ 介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援 7.1 億円

東日本大震災で被災した介護施設等の復旧に必要な経費について、支援を行う。

＜参考＞復興庁所管

○ 介護等のサポート拠点に対する支援（被災者支援総合交付金）

125 億円の内数 → 115 億円の内数

復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災者の心のケア支援、②被災した子どもに対する支援、③被災者への見守り・相談支援等、④介護等のサポート拠点、⑤被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

各施策の担当課室

電話番号（代表）03-5253-1111

項目	担当課室
I 令和4年度予算案の主要事項（一般会計）	
1 新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等	
○ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	認知症施策・地域介護推進課（内3935、3878）
○ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域医療介護総合確保基金）	高齢者支援課（内3927）
○ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）	高齢者支援課（内3927）
○ 感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業	老人保健課（内3962、3956）
（参考）令和3年度補正予算	
○ 通いの場をはじめとする介護予防や施設での面会等の再開・推進の支援	老人保健課（内3947、3956） 高齢者支援課（内3927）
○ 介護保険料の減免を行った市町村等に対する財政支援	介護保険計画課（内2264、2164）
○ 介護保険制度による介護サービスの確保	介護保険計画課（内2264）
○ 地域支援事業の推進	
・ 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進	認知症施策・地域介護推進課（内3982）
・ 包括的支援事業の推進	
① 認知症施策の推進	認知症施策・地域介護推進課（内3973）
② 生活支援の充実・強化	認知症施策・地域介護推進課（内3982）
③ 在宅医療・介護連携の推進	老人保健課（内3959）
④ 地域ケア会議の開催	認知症施策・地域介護推進課（内3982）
○ 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置	介護保険計画課（内2264、2260）
3 介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備	
○ 地域医療介護総合確保基金（介護分）の実施	
・ 介護施設等の整備	高齢者支援課（内3927）
・ 介護従事者の確保	認知症施策・地域介護推進課（内3935、3878）
○ 介護施設等における防災・減災対策の推進	高齢者支援課（内3927）
（参考）令和3年度補正予算	
○ 介護施設等の耐災害性強化等	高齢者支援課（内3927）
○ 介護職員の処遇改善の促進	老人保健課（内3942、3959）
【未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現】	
○ 介護現場で働く方々の収入の引上げ	老人保健課（内3942、3959）
○ 介護職員の処遇改善を円滑に実施するための財政安定化基金の積増しに係る特例的補助	介護保険計画課（内2263、2260）
（参考）令和3年度補正予算	
○ 介護現場で働く方々の収入の引上げ	老人保健課（内3942、3959）
4 介護分野における生産性向上の推進	
○ 介護事業所における生産性向上推進事業	高齢者支援課（内3985） 認知症施策・地域介護推進課（内3937、3975）
○ 介護ロボット開発等加速化事業	高齢者支援課（内3985）
○ ICT・介護ロボット導入支援（地域医療介護総合確保基金）	認知症施策・地域介護推進課（内3937、3975） 高齢者支援課（内3985）
○ ケアプランデータ連携システム構築事業	認知症施策・地域介護推進課（内3937、3975）
（参考）令和3年度補正予算	
○ 介護ロボット開発等加速化事業	高齢者支援課（内3985）
○ オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システム改修事業	認知症施策・地域介護推進課（内3937、3975）
5 地域包括ケア、自立支援・重度化防止及び在宅医療・介護連携の推進	
【保険者機能の強化】	
○ 保険者の予防・健康づくり等の強化	介護保険計画課（内2165）
○ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進	老人保健課（内3944）
○ 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の横展開	認知症施策・地域介護推進課（内3982） 老人保健課（内3959）
【地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施】	
○ 地域づくり加速化事業	認知症施策・地域介護推進課（内3982）
【科学的介護の実現に資する取組の推進】	
○ 科学的介護データ提供用データベース構築等事業	老人保健課（内3944）
○ 科学的介護に向けた質の向上支援等事業	老人保健課（内3944）
【在宅医療・介護連携の推進】	
○ 在宅医療・介護連携推進支援事業	老人保健課（内3959）
○ 在宅医療・介護連携に係る地域支援事業の推進	老人保健課（内3959）
6 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進	認知症施策・地域介護推進課（内3973）
7 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等	認知症施策・地域介護推進課 （内3935、3877、3878）
8 適切な介護サービス提供に向けた取組	
○ 老人保健健康増進等事業	総務課（内3918）
○ 介護関連データ活用に係る基盤構築事業	老人保健課（内3944）
○ 介護ワンストップサービス実施に伴うシステム改修	介護保険計画課（内2164）
○ 高齢者虐待への対応	高齢者支援課（内3995）
○ 大規模実証事業	老人保健課（内3959）
○ 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業	総務課介護保険指導室（内3958）
○ 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業	高齢者支援課（内3981）
○ 地域におけるリハビリテーションのあり方に関する検証事業	老人保健課（内3962）
（参考）令和3年度補正予算	
○ 介護保険システムの標準化に向けた標準的仕様書作成等業務委託事業	介護保険計画課（内2164）
○ マイナンバー情報連携のためのシステム改修	介護保険計画課（内2164）
II 令和4年度予算案の主要事項（復興特別会計）	
○ 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	介護保険計画課（内2264、2164）
○ 被災地における介護サービス提供体制の確保	高齢者支援課（内3926、3925）
○ 介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援	高齢者支援課（内3927）
（参考）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
○ 介護等のサポート拠点に対する支援	認知症施策・地域介護推進課（内3935、3878）

令和4年度予算案の概要（老健局）の参考資料

I 令和4年度予算案の主要事項（一般会計）

1 新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等

- 新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業・・・・・・・・・・1
- 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援
（地域医療介護総合確保基金）・・・・・・・・・・2
- 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援
（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）・・・・・・・・・・3
- 感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する
研修等支援事業・・・・・・・・・・4

2 介護保険制度による介護サービスの確保、地域の体制構築

- 介護保険制度による介護サービスの確保・・・・・・・・・・5
- 地域支援事業の推進・・・・・・・・・・7
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進
 - ・ 包括的支援事業の推進
 - ① 認知症施策の推進
 - ② 生活支援の充実・強化
 - ③ 在宅医療・介護連携の推進
 - ④ 地域ケア会議の開催
- 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置・・・・・・・・・・8

3 介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）の実施
 - ・ 介護施設等の整備・・・・・・・・・・9
 - ・ 介護従事者の確保・・・・・・・・・・13
- 介護施設等における防災・減災対策の推進・・・・・・・・・・19
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
に基づく介護職員の処遇改善の促進・・・・・・・・・・20
- 【未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現】
 - 介護現場で働く方々の収入の引上げ・・・・・・・・・・22
 - 介護職員の処遇改善を円滑に実施するための
財政安定化基金の積増しに係る特例的補助・・・・・・・・・・24

4 介護分野における生産性向上の推進

- 介護事業所における生産性向上推進事業・・・・・・・・・・25
- 介護ロボット開発等加速化事業・・・・・・・・・・26
- ICT・介護ロボット導入支援（地域医療介護総合確保基金）・・27
- ケアプランデータ連携システム構築事業・・・・・・・・・・29

5 地域包括ケア、自立支援・重度化防止及び在宅医療・介護連携の推進

【保険者機能の強化】

- 保険者の予防・健康づくり等の強化・・・・・・・・・・30
- 介護・医療関連情報の「見える化」の推進・・・・・・・・・・31
- 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の横展開・・・・・・・・32

【地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施】

- 地域づくり加速化事業・・・・・・・・・・34

【科学的介護の実現に資する取組の推進】

- 科学的介護データ提供用データベース（LIFE）構築等事業・・35
- 科学的介護に向けた質の向上支援等事業・・・・・・・・・・36

【在宅医療・介護連携の推進】

- 在宅医療・介護連携推進支援事業・・・・・・・・・・37

6 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進・・・・・・・・・・38

7 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等・・・・・・・・・・48

8 適切な介護サービス提供に向けた取組

- 老人保健健康増進等事業・・・・・・・・・・51
- 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業・・・・・・・・・・52
- 介護ワンストップサービス実施に伴うシステム改修・・・・・・・・53
- 高齢者虐待への対応・・・・・・・・・・54
- 大規模実証事業・・・・・・・・・・55
- 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業・・・・・・・・56
- 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業・・・・・・・・・・57
- 地域におけるリハビリテーションのあり方に関する検証事業・58
- 介護保険総合データベースの第三者提供関係経費・・・・・・・・59
- （参考）地域包括ケアシステムの構築（社会保障の充実）・・・・60

II 令和4年度予算案の主要事項（復興特別会計）

- 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置・・・・・・・・・・61
- 被災地における介護サービス提供体制の確保・・・・・・・・・・62
- 介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援・・・・・・・・・・63
- 介護等のサポート拠点に対する支援
（被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援）・・・・64

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

<地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)>

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額)137億円の内数(137億円の内数)

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
- ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること

から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等

※休業要請を受けた事業所を含む

- ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

- ③ 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

- ① 緊急時の介護人材確保に係る費用

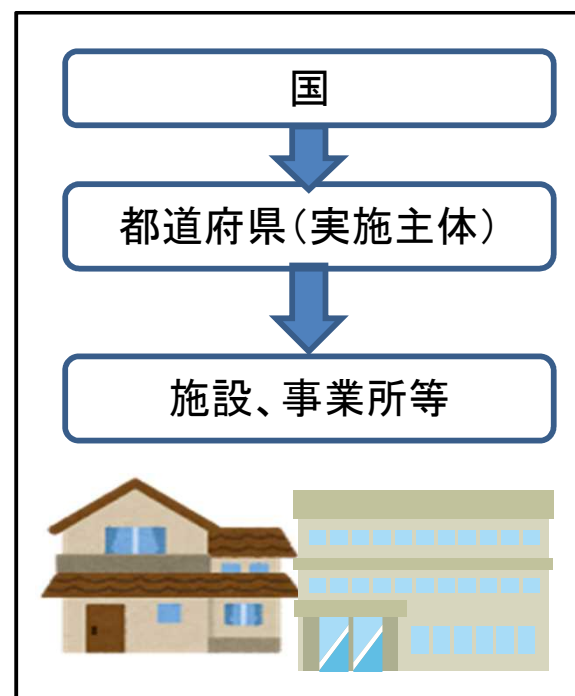
・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用

- ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用

・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等

- ③ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用



2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (地域医療介護総合確保基金)

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：412億円の内数（412億円の内数）

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

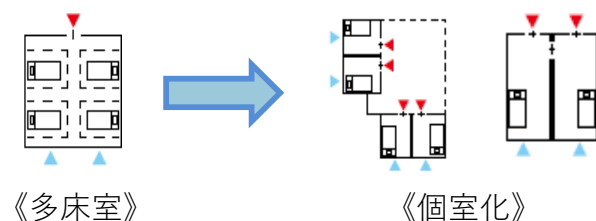
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用について補助

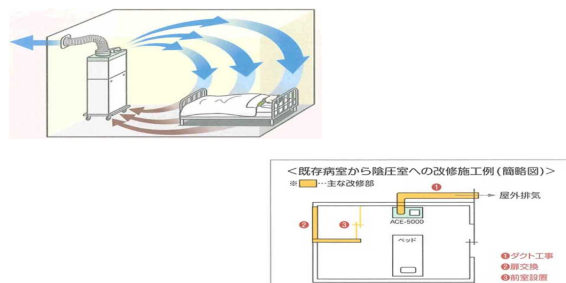
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

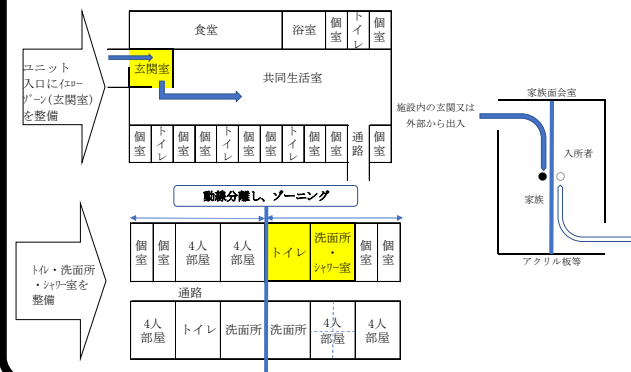
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- ③ 家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施。③については令和3年度補正予算で拡充。



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 〔※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難」が困難な要介護者を主として入居させるもの〕に該当する施設	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

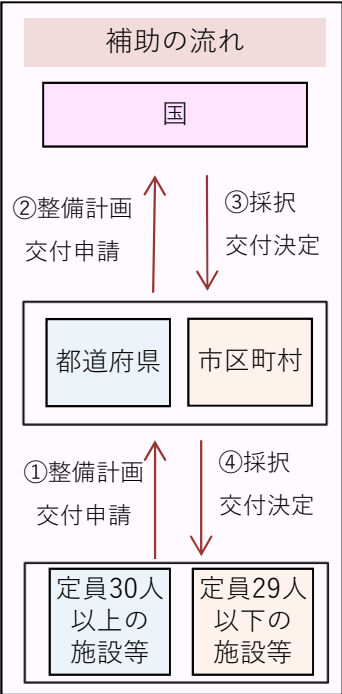
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院			なし
	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし



感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業

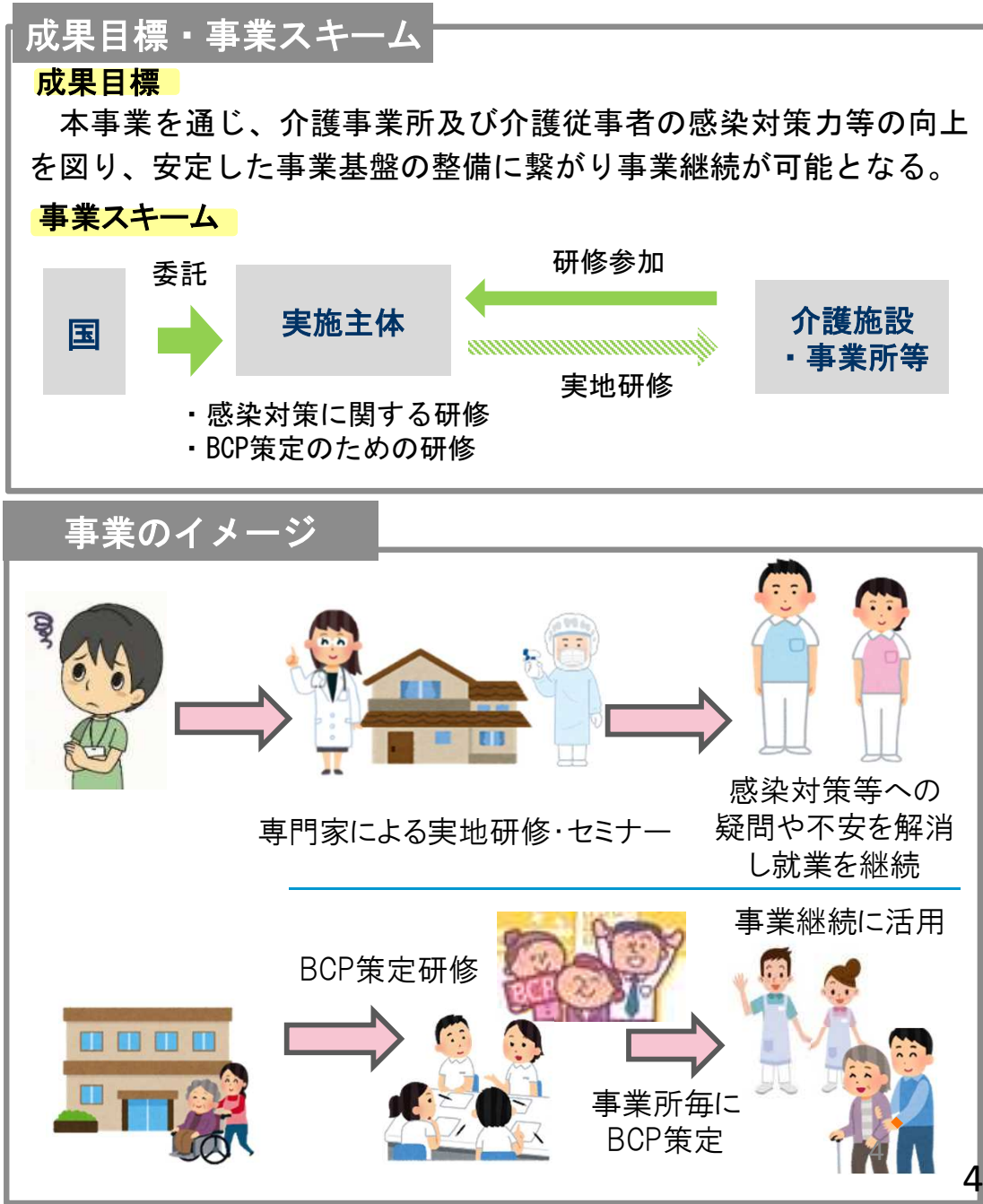
令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):0.5億円(1.0億円)

事業の内容

○新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。

○令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。

○多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けているとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの実地研修の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。



介護給付費負担金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：2兆2,712億円（2兆1,945億円）

事業の内容

- 本負担金は、保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、保険者に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の負担を行う。

所要額・事業スキーム

所要額

介護給付費負担金 2,271,225,211千円（2,194,514,843千円）

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）

負担

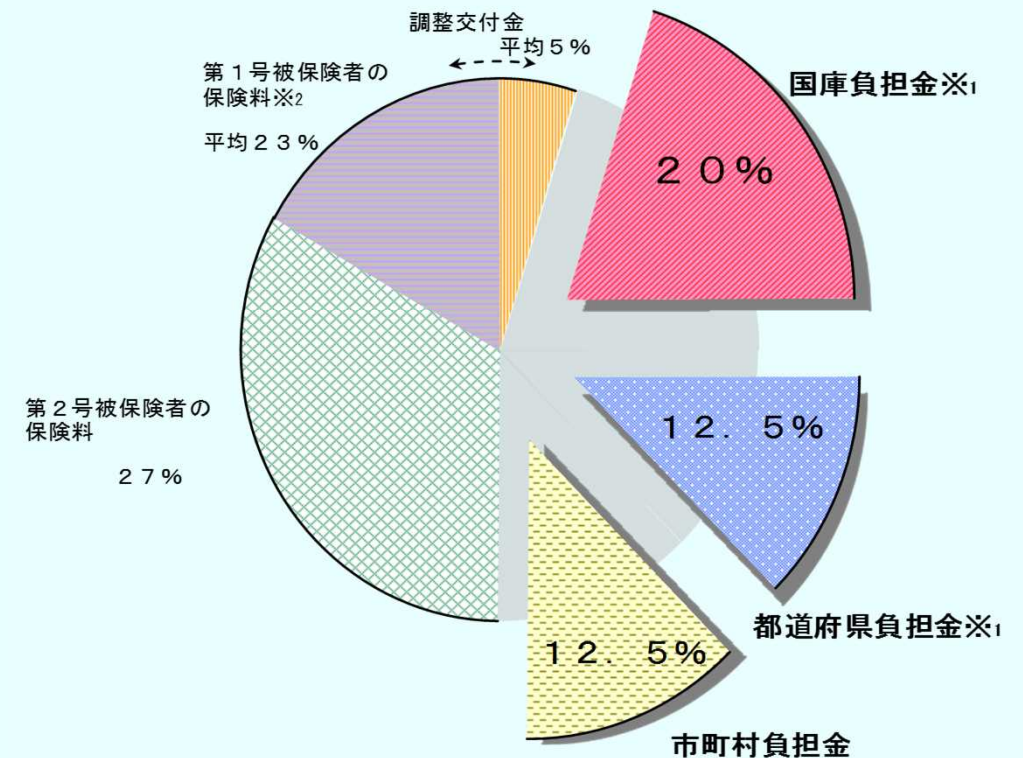
・施設等給付費15%、その他20%

国

保険者
(市町村)

事業イメージ

- 国庫負担（調整交付金以外の部分：20%）※₁
- 都道府県負担（12.5%）※₁
- 市町村負担（12.5%）



※₁ 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

※₂ 低所得者の第一号保険料軽減措置分を除く

介護給付費財政調整交付金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：6,159億円（5,955億円）

事業の内容

- 調整交付金は、保険者（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。））における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行う。

成果目標・所要額・事業スキーム

所要額

615,876,986千円（595,473,774千円）

事業スキーム

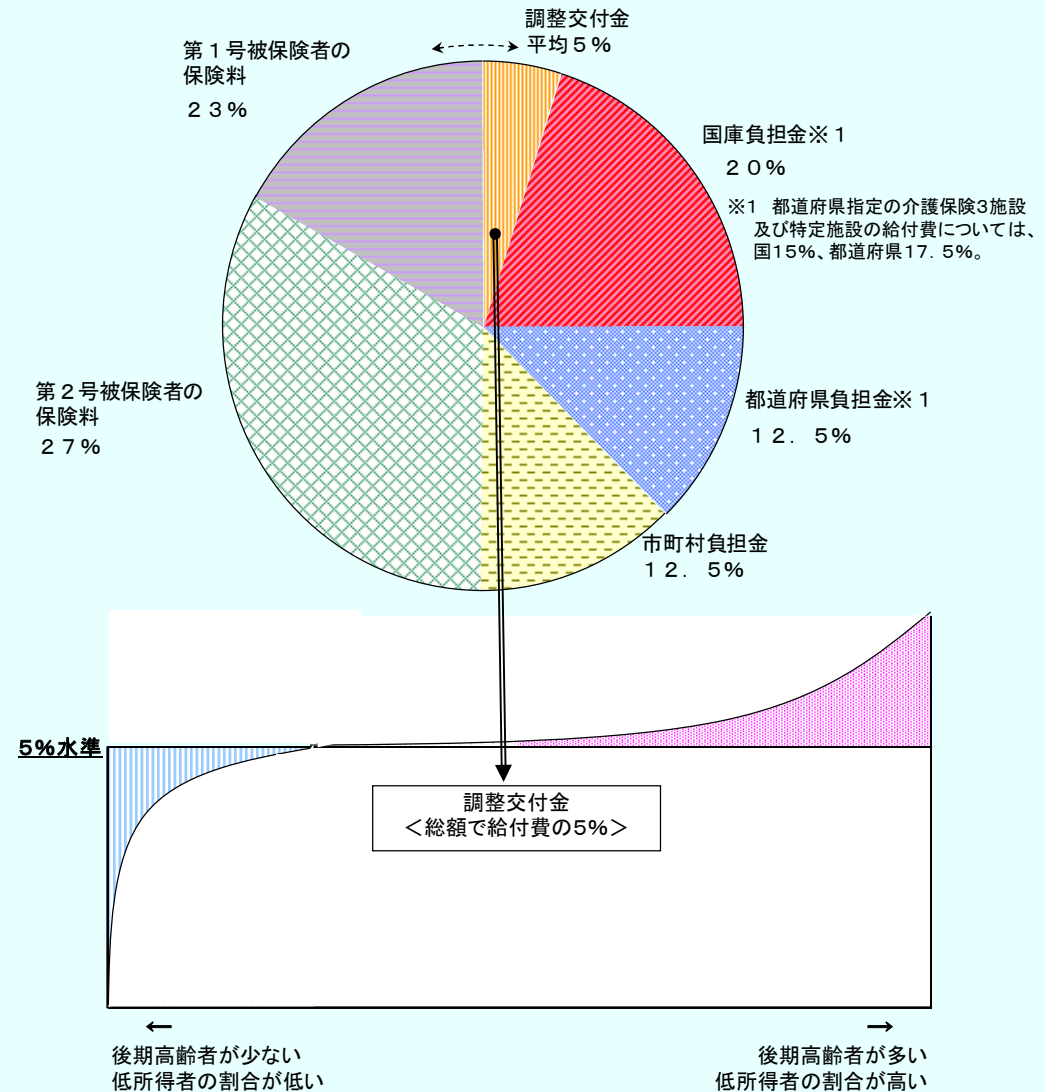
交付

・介護給付及び予防給付に要する費用の5%

国

保険者
(市町村)

事業イメージ



地域支援事業の概要

令和4年度予算案 公費3,856億円、国費1,928億円

- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 1,935億円（967億円）

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,921億円（960億円）

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーター等の配置

② 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

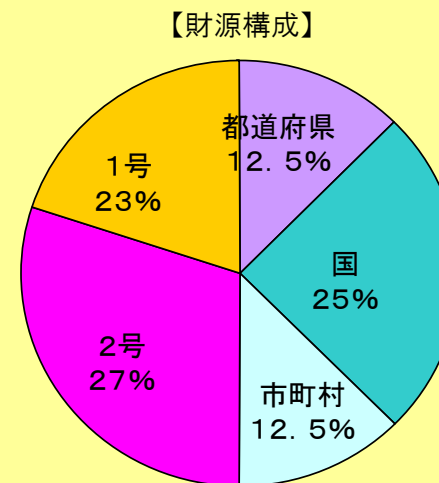
② 包括的支援事業・任意事業

- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

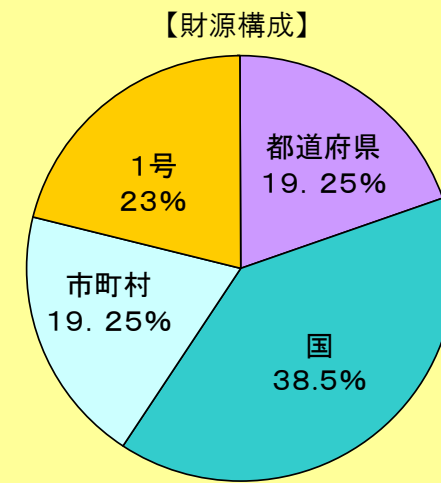
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



- 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



- 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

令和4年度予算案
1,572億円（公費）、うち国費786億円

介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を実施

①一部実施（平成27年4月）

市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象
(65歳以上の約2割)

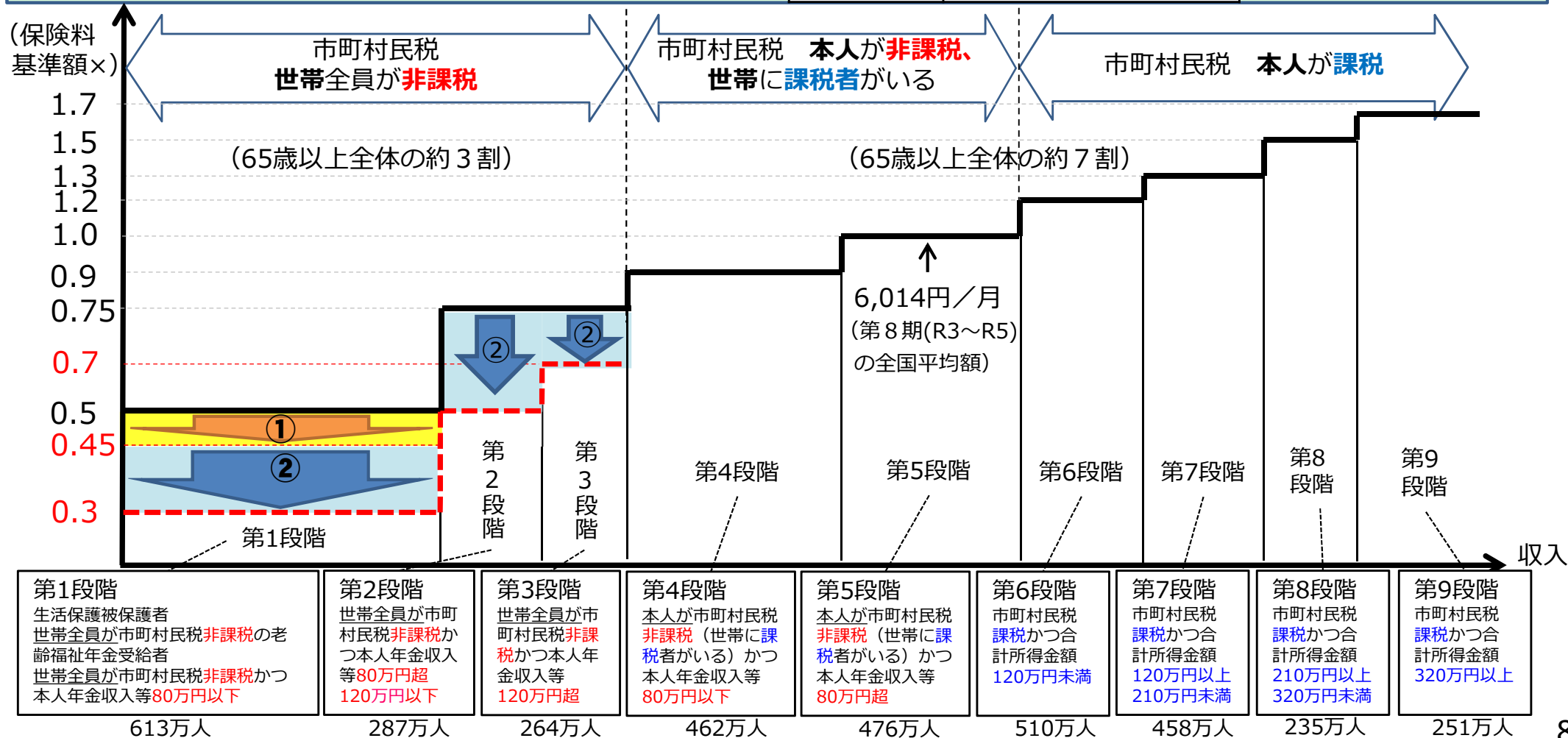
	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

②完全実施（令和元年10月）

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：412億円（412億円）
※国と都道府県の負担割合 2／3、1／3

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

【拡充内容】

- ・一定の条件の下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設（定員30人以上）の移転費への助成を実施
- ・介護付きホームの施設整備費（1①・②）と定期借地権設定のための一時金支援（2③）の対象都道府県を拡大（12⇒24）

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設（介護付き有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- ② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス（※）を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞
※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（介護付き有料老人ホーム）（いずれも定員30人以上の広域型施設を含む）

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。＜令和5年度までの実施＞
※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- ③ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
- ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (地域医療介護総合確保基金)

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：412億円の内数（412億円の内数）

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

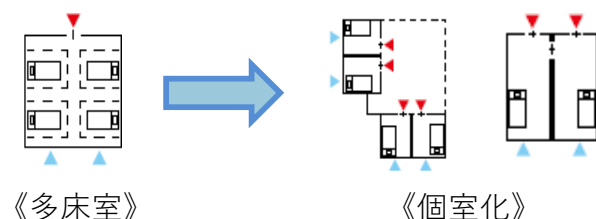
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

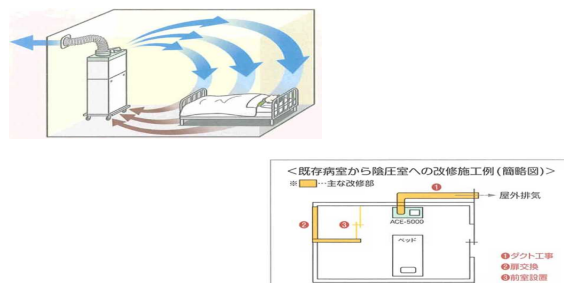
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

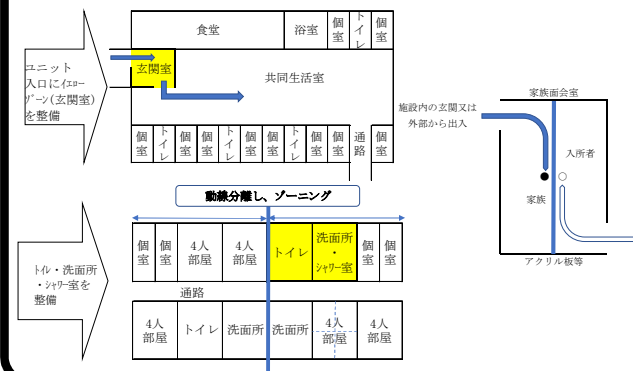
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- ③ 家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施。③については令和3年度補正予算で拡充。



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象



介護施設等における災害対策のための移転建替の支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備分)の事業メニューの追加)

災害対策のための移転建替の支援

⇒ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン※¹に立地する老朽化等した広域型介護施設※²の「移転建替」にかかる整備費を支援する。

※1 災害レッドゾーン 注：詳細は今後検討

- ・ 災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）であって、都市計画法の改正（令和4年4月施行予定）により、新規の建設（開発）が原則禁止されるもの。

※2 広域型介護施設（定員30名以上の下記施設） 注：詳細は今後検討

- ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※3 定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。

（参考）令和3年度以降の地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）の取扱い〔現行〕

- ・ 既存施設の移転建替について、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの」は従前より優先的な事業選定を求めているが、令和3年度以降、災害レッドゾーンからの移転改築整備については、最も重点的に取り組んでもらうこととする。
- ・ 施設の新規整備について、令和3年度以降、災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、原則補助の対象としないこと、また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすることとする。

介護付きホームの整備促進（R2～）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、**介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。**

（拡充後の補助対象施設等）

● 現行の補助対象施設等



● **介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）**

※ 施設整備費については、小規模（定員29人以下）の施設に限る。

※ 養護老人ホーム、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）は現行も補助対象。

（最大補助単価）

● 施設整備費（下記12都道府県で実施可）

1 定員あたり 448万円

● 開設準備経費（全国で実施可）

（施設開設時の設備整備、人材募集・研修に係る経費等）

1 定員あたり 83.9万円

● 定期借地権設定のための一時金支援（下記12都道府県で実施可）

（施設用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた前払い賃料の補助）

路線価額の1/4

（補助要件等）

○ 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。

○ 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、

- ・ 介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。

・ **令和4年度からは、上記都道府県のほか、指定都市が所在する5県（宮城県、新潟県、岡山県、広島県、熊本県）、首都圏（栃木県、群馬県、山梨県）及び近畿圏（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の7県を対象に追加。**

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和4年度予算案 : 公費206億円(国費137億円)
令和3年度当初予算額: 公費206億円(国費137億円)

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※ 赤字下線は令和4年度新規・拡充等

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
- 共生型サービスの普及促進 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・喀痰吸引等研修
 - ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充)
 - ※拡充分は令和5年度まで
 - ・介護事業所への業務改善支援
 - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制の確保(令和4年度継続) 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

- 離島、中山間地域等への人材確保支援

【令和4年度予算案】 地域医療介護総合確保基金:137億円の内数
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:386億円の内数

【要求要旨】

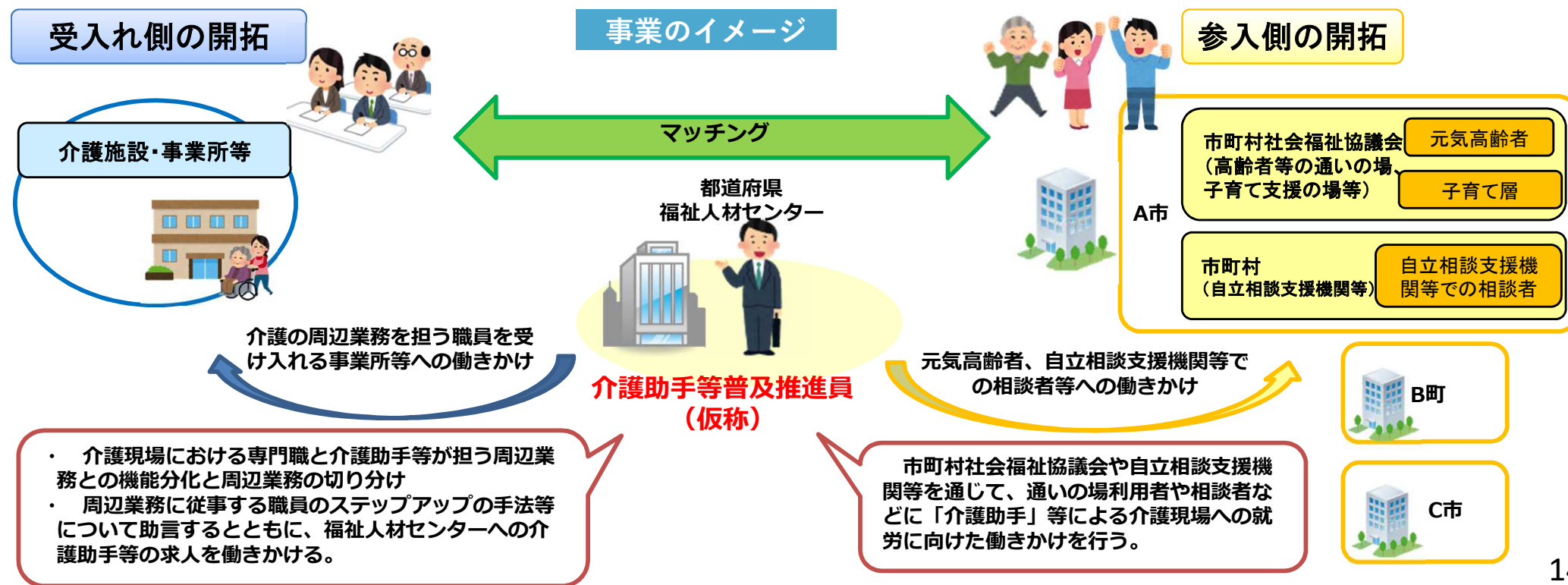
介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。

そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。

併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



新 共生型サービスの普及促進に関する事業

令和4年度予算案：地域医療介護総合確保基金における新規メニュー（国2／3：都道府県1／3）

事業目的

- 共生型サービスは、平成30年に
 - ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる
 - ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなることを目的とした指定手続きの特例として設けられた。
- 共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から3年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。
- このため、各都道府県において、共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。

共生型サービスのイメージ



共生型障害福祉サービス

介護保険サービス

1事業所において、
介護保険サービスと
障害福祉サービス
の両方を提供

共生型サービスの実施により実現できること

- ① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。
- ③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

利用者・家族、地域住民のみならず、
自治体にとっても、地域課題解決の
きっかけになる。



事業内容

- 共生型サービスの普及促進のため、都道府県・市町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。

共生型サービス普及にあたっての現状の課題と実施が想定される取組（例）

① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案

- 各都道府県・市町村において共生型サービス普及に当たっての課題把握や各種計画への位置付けがなされていないという状況がある。
- ⇒ 課題把握や計画作成に必要な調査等を実施。

② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催

- 共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所が多いという状況がある。
- ⇒ 相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。

③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- 共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたり、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となる。
- ⇒ 共生型サービス事業所等への見学会を行うことで、事業所の不安や疑問を解消。

④ 介護事業所・障害福祉事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

- 介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うが、事業所と両専門員の連携が難しいとの声がある。
- ⇒ 両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。

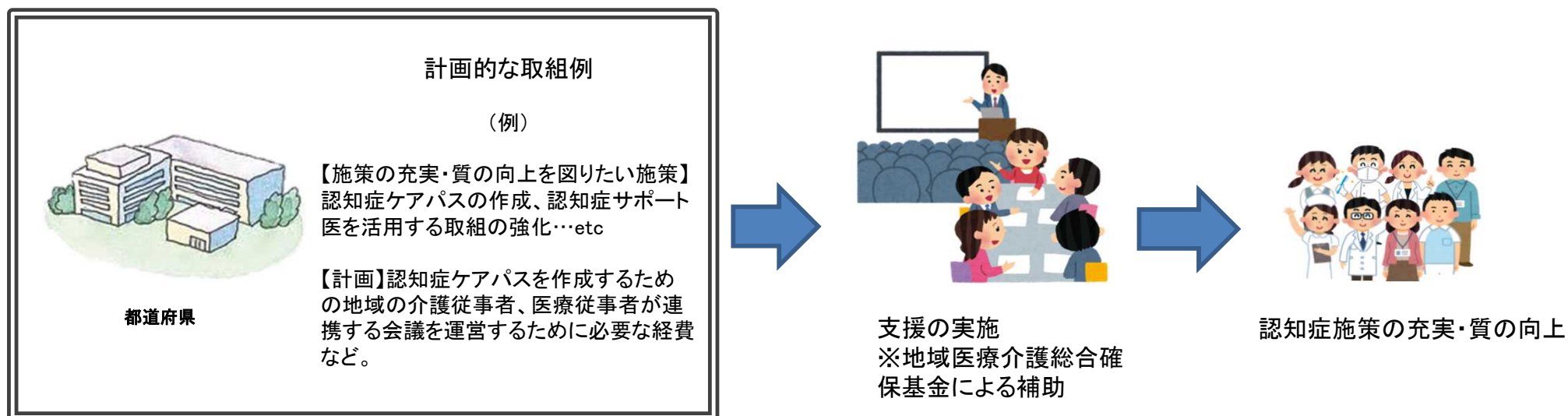
- ◆ 認知症施策推進大綱において、認知症の人が、認知症の容態の変化に応じたすべての期間を通じて本人主体の医療・介護を受けることができるよう、医療・介護等の質の向上を図るとされているが、初期集中支援チームの取組や認知症ケアパスの策定状況、認知症ケアに関する各種研修の実施状況については、地域で格差が生じているところ。
- ◆ そのため、各地域の認知症施策の充実・質の向上を図る観点から、各都道府県において計画的に認知症施策の充実・質の向上の取組を図る場合に必要な経費に充当できる柔軟なメニュー事業を地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）に創設する。

【支援メニューの例】（複数のメニューの組み合わせ可）

- （例）① 認知症ケアパス作成のための地域の介護・医療従事者等の関係者が連携する協議会の設置
 ② 認知症カフェの設置促進・効果的な活用のための認知症地域支援推進員等への各種研修の実施
 ③ 認知症ケアの質的向上に向けた研修の拡充を実施するために必要な経費の支援

など

【予算項目】（項）介護保険制度運営推進費 （目）医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2／3



ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従業者確保分)】

目的・・・ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。

実施主体・・・都道府県

令和4年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

補助要件

- 記録、情報共有、請求の各業務が転記不要（一気通貫）
- （居宅系サービス等）ケアマネ事業所とのデータ連携のために「ケアプラン連携標準仕様」を実装した介護ソフトである
- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 導入事業所による他事業所からの照会対応
- 導入計画の作成と、導入効果報告（2年間） 等
- 以下のいずれかの要件を満たす場合は補助率を3/4に拡充（導入計画等で確認）
 - 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
 - LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
 - ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）
 - ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）

業務分析 → 導入計画の策定 → 導入 → 活用



- **文書量半減を実現**できるICT導入計画の作成（R4年度拡充）

介護ソフト・タブレット等の購入費用の補助（R1年度～）



- 事業所間でケアプランのデータ連携を実施
- LIFEのCSV連携仕様を活用しデータ登録
- **ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）**

※ケアプランデータ連携システム・・・令和2年度第三次補正予算により国保中央会に構築中

年度	補助上限額	補助率	補助対象
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6、都道府県1/6 事業者3/6	● 介護ソフト ● タブレット端末 ● スマートフォン ● インカム ● クラウドサービス ● 他事業者からの照会経費等
2年度	当初	事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 50万円 ● 11～20人 80万円 ● 21～30人 100万円 ● 31人～ 130万円	都道府県が設定 ※事業者負担を入れることが条件
	1次補正	事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 100万円 ● 11～20人 160万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～ 260万円	上記に加え ● Wi-Fi機器の購入設置 ● 業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）
	3次補正	一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定	
4年度			

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 ＜地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)＞

令和4年度予算案(令和3年度予算額)137億円の内数(137億円の内数)

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
- ・ 高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること

から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
※休業要請を受けた事業所を含む
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③ 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

① 緊急時の介護人材確保に係る費用

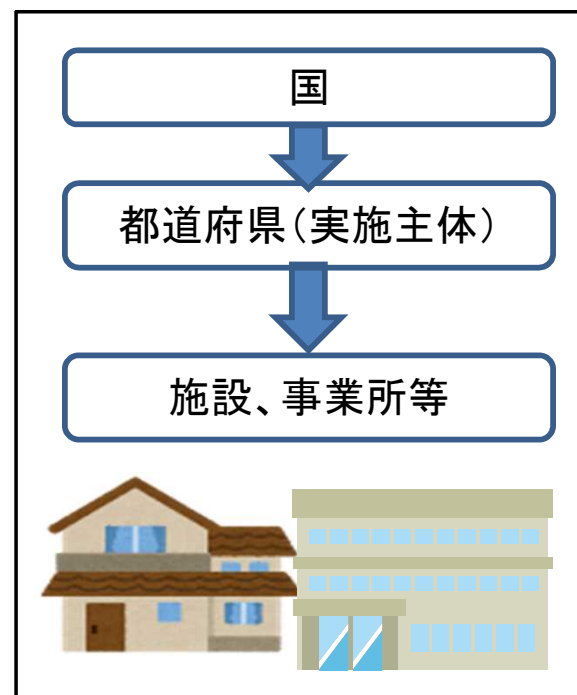
- ・ 職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用

② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用

- ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等

③ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・ 感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用



2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化改修・大規模修繕等**のほか、**非常用自家発電・給水**設備の整備、**水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 〔※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難」が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設〕	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

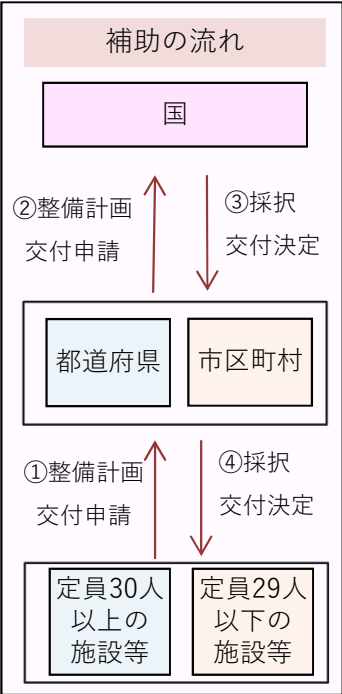
- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i ii	なし なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設
給水設備	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院				なし
	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等				

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし



【介護分野】特定処遇改善加算の仕組み

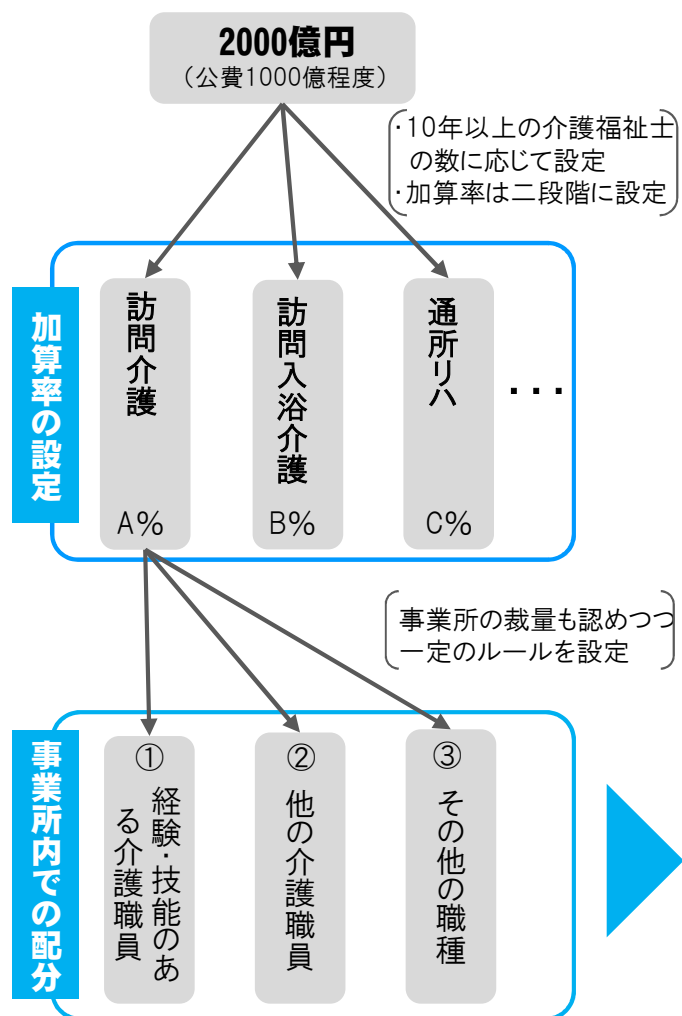
- 特定処遇改善加算により、経験・技能のある介護職員について、他産業と遜色ない賃金水準を目指して重点的に処遇改善を図っている（介護職員以外も含めた他の職員の処遇改善に充てることも可能）。

※処遇改善加算は介護職員のみ配分

○新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保

→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現

※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。

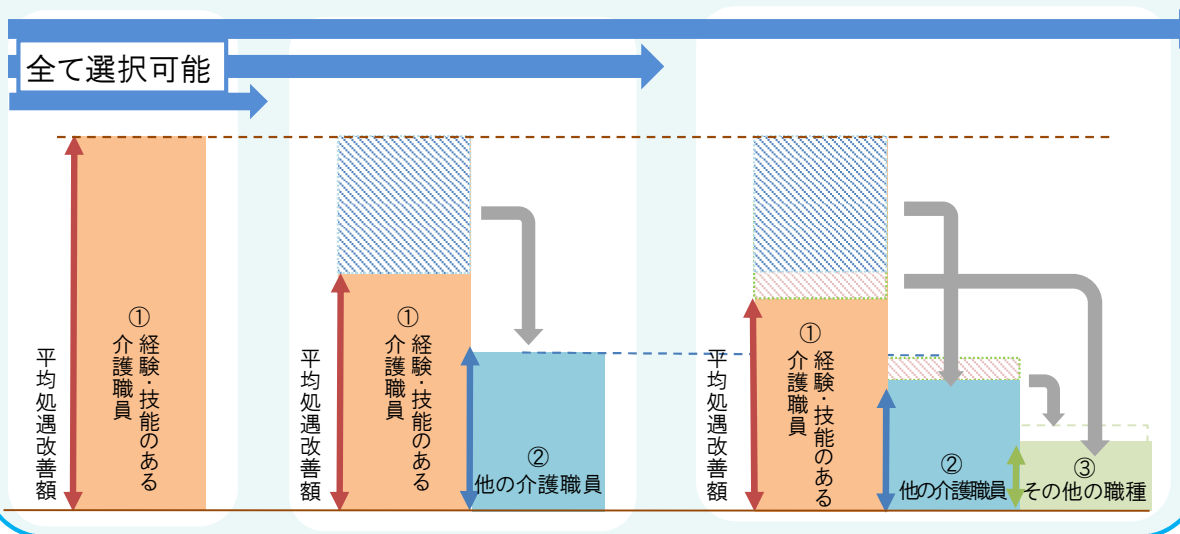
- ▶ 平均の処遇改善額が、

- ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員より高いこと
- ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定

※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能

※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業

令和3年度当初予算額	令和4年度予算案
自治体実施分：1.5億円 国実施分：0.5億円	自治体実施分：1.5億円 国実施分：0.5億円

事業趣旨

令和3年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、引き続き上位区分の算定や取得促進を強力に進めることとされるとともに、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）が1年間の経過措置を設け、廃止することとされたところである。

本事業では、これを踏まえ、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けた支援を行う。

事業イメージ等

国



・訪問等の実施による支援

都道府県・指定都市



・研修会の実施
・個別訪問等の実施 による支援

事業者等（介護サービス事業者等）

現状

- 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業申請件数
R1年度：32件 R2年度：37件、R3年度：37件
- 介護職員処遇改善加算取得率（令和3年3月審査分）
加算Ⅰ：80.0%、加算Ⅱ：7.1%、
加算Ⅲ：5.3%、加算Ⅳ：0.2%、加算Ⅴ：0.3%
- 介護職員等特定処遇改善加算取得率（令和3年3月審査分）
特定加算Ⅰ：32.1%、特定加算Ⅱ：34.3%

国実施分 令和4年度予算案：49,572千円

実施主体：国（民間法人による委託）

○ 助言等の実施

介護職員等特定処遇改善加算の取得率が低い介護サービス事業所等に対して、専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、加算の取得に向けた助言・指導を行う。

自治体実施分 令和4年度予算案：150,428千円

実施主体：都道府県・指定都市（補助率10／10）

1. 研修会の実施

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明を行い、介護サービス事業所等における当該加算の取得にかかる支援を行う。

2. 個別訪問等の実施

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、専門的な相談員（社会保険労務士など）を介護サービス事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ

令和4年度予算案：395億円（新規）
（参考）令和3年度補正予算額：1,665億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえ、以下の取組を実施する。

看護職員の処遇改善については、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関^{（注1）}に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み^{（注2）}を創設する。

介護・障害福祉職員の処遇改善については、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置^{（注3）}を講じることとする。また、介護については、介護職員の処遇改善を円滑に実施するため、財政安定化基金への拠出に要する費用について、特例的に補助を行う。

児童養護施設等の職員の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても、引き続き、実施する。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

（注1）救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

（注2）看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（注3）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置(注1)を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(注2)を講じることとする。

(注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注2) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

(参考) 令和3年度補正予算における対応

- 介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(注)を、令和4年2月から実施する。

(注) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

財政安定化基金の積増しに係る特例的補助

令和4年度予算案：4.0億円（新規）

事業の内容（目的・概要）

- 介護職員の処遇改善（介護報酬改定）等による介護給付費の増加に伴い、都道府県の財政安定化基金の残高不足が見込まれ、その積増しを行う場合に、都道府県や市町村拠出分について特例的に国庫補助を行う。

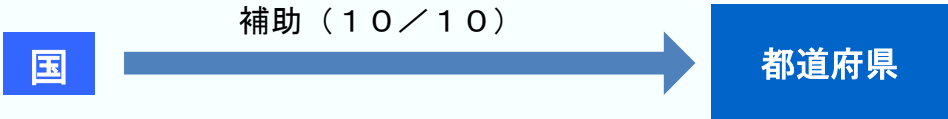
成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

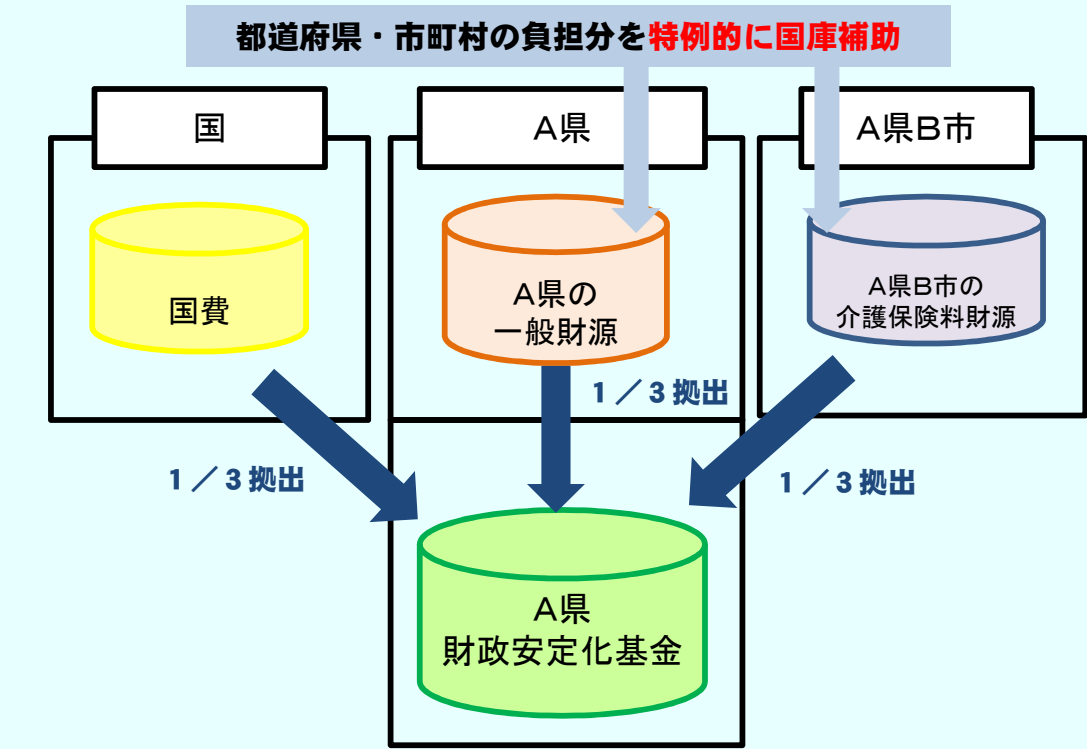
都道府県及び市町村が財政安定化基金への拠出に要する費用について、国が特例的に補助することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。

所要額 400,000千円（新規）

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



事業イメージ



骨太の方針等の閣議決定での書きぶり等の備考

- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日）
- Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- 2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～
- 看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。（略）介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

介護事業所における生産性向上推進事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）

1. 7億円（2. 3億円）

- 介護分野における生産性の向上を推進するため、令和3年度までに、介護現場革新会議における基本方針のとりまとめやパイロット事業を実施するとともに、「生産性向上ガイドライン」「生産性向上の取組みを支援・促進する手引き」「支援・促しを活用する改善活動の推進役の養成研修手順書（仮）」を作成し、各事業所が取組を行うための手法を開発してきた。
- こうした取り組みを全国に展開・普及するため、令和2・3年度に全国セミナーやフォーラムを開催するとともに、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施してきた。
- 令和4年度はこれまでの取り組みを一部拡充のうえ継続する。

事業概要

- 介護事業所における生産性向上の取組を普及するため、介護現場の生産性向上に関するセミナーを各地で開催する。

地域の実情に応じた介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、地域の先進事業所や自治体と連携しつつ、生産性向上に資するガイドラインの取組内容等に関するセミナーを、それぞれの役割に応じて開催する。

① トップセミナー（経営者層）

- ・ 経営者層に対して、業務改善に取組む意義から好事例の紹介等、介護現場の生産性向上への取組の意識啓発を目的とした講義セミナーの実施。

② ミドルセミナー（介護従事者層）

- ・ 介護従事者層に対して、介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップセミナーを行い、業務改善の司令塔となるプロジェクトリーダーの育成を目指す。

③ 好事例の横展開を図るセミナー

- ・ ICT化などによる生産性向上に取り組む介護事業所の好事例を横展開するためのセミナー・フォーラムを開催し、各事業所において更なる生産性向上の取組を推進する。

- すべての事業所が主体的に継続して生産性向上の取組を行えるよう、積極的に改善活動を行っている事業所の取組見える化する方策について、更に具体的に検討を深めるとともに、令和3年度に作成する評価ツールを事業所で用いた結果を集計・検証するなどして、評価スキームの検討を行う。

介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）

5.0億円（5.0億円）

〔（参考）令和3年度補正予算：3.9億円〕

- 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、また、ウィズコロナ下において、「新たな生活様式」を一層推進するため、見守りセンサーやICT等の業務効率化や、非接触対応に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、地域における相談窓口を設け、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口（地域拠点）、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを整備する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口（地域拠点）

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

－開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割－

③介護現場における実証フィールド

－エビデンスデータの蓄積－

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

＜令和3年度補正予算の
拡充内容＞

- 相談窓口の機能充実
 - ・相談窓口の増設
 - ・アドバイザー職員の増員
- 大規模実証に係る対象施設数の
拡充 等

※リビングラボとは
実際の生活空間を再現し、
新しい技術やサービスの
開発を行うなど、介護現場
のニーズを踏まえた介護
ロボットの開発を支援する
ための拠点

＜感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例＞

＜見守りセンサー＞

居室内の利用者の状況（ベッドから離れた場合や転倒した場合等）をセンサーで感知
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



＜ICT（インカム）＞

遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



＜移乗支援（非装着型）＞

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従業者確保分)】

目的・・・ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。

実施主体・・・都道府県

令和4年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

補助要件

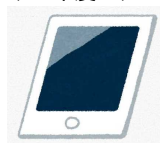
- 記録、情報共有、請求の各業務が転記不要（一気通貫）
- （居宅系サービス等）ケアマネ事業所とのデータ連携のために「ケアプラン連携標準仕様」を実装した介護ソフトである
- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 導入事業所による他事業所からの照会対応
- 導入計画の作成と、導入効果報告（2年間） 等
- 以下のいずれかの要件を満たす場合は補助率を3/4に拡充（導入計画等で確認）
 - 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
 - LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
 - ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）
 - ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）

業務分析 → 導入計画の策定 → 導入 → 活用



- **文書量半減を実現**できるICT導入計画の作成（R4年度拡充）

介護ソフト・タブレット等の購入費用の補助（R1年度～）



- 事業所間でケアプランのデータ連携を実施
- LIFEのCSV連携仕様を活用しデータ登録
- **ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）**

※ケアプランデータ連携システム・・・令和2年度第三次補正予算により国保中央会に構築中

年度	補助上限額	補助率	補助対象
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6、都道府県1/6 事業者3/6	● 介護ソフト ● タブレット端末 ● スマートフォン ● インカム ● クラウドサービス ● 他事業者からの照会経費等
2年度	当初	事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 50万円 ● 11～20人 80万円 ● 21～30人 100万円 ● 31人～ 130万円	都道府県が設定 ※事業者負担を入れることが条件
	1次補正	事業所規模（職員数）に応じて設定 ● 1～10人 100万円 ● 11～20人 160万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～ 260万円	上記に加え ● Wi-Fi機器の購入設置 ● 業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）
	3次補正	一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定	
4年度			

計上所管：厚生労働省

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

既定経費

- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
 - ① 介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）
 - ② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）
 - ③ 1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃
 - ④ 事業主負担を1／2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）
- 令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。

※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)	令和2年度（1次補正予算）	令和2年度（3次補正予算）
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	〇移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 〇入浴支援 上記以外 上限30万円	〇移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 〇入浴支援 上記以外 上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	—	拡充 上限150万円 ※令和5年度までの実施	拡充 上限750万円	拡充 上限750万円 (見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	拡充 利用定員2割まで ※令和5年度までの実施	拡充 必要台数 (制限の撤廃)	拡充 必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の1／2	対象経費の1／2	都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	一定の要件を満たす事業所は、 3／4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1／2を下限に都道府県の裁量により設定

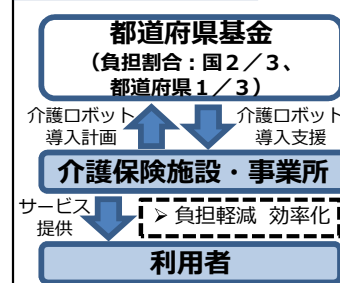
対象となる介護ロボット

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

〇装着型パワーアシスト 〇非装着型離床アシスト 〇入浴アシストキャリア 〇見守りセンサー
(移乗支援) (移乗支援) (入浴支援) (見守り)



事業の流れ



実績（参考）

- 実施都道府県数：45都道府県（令和2年度）
- 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2
58	364	505	1,153	1,813	2,574

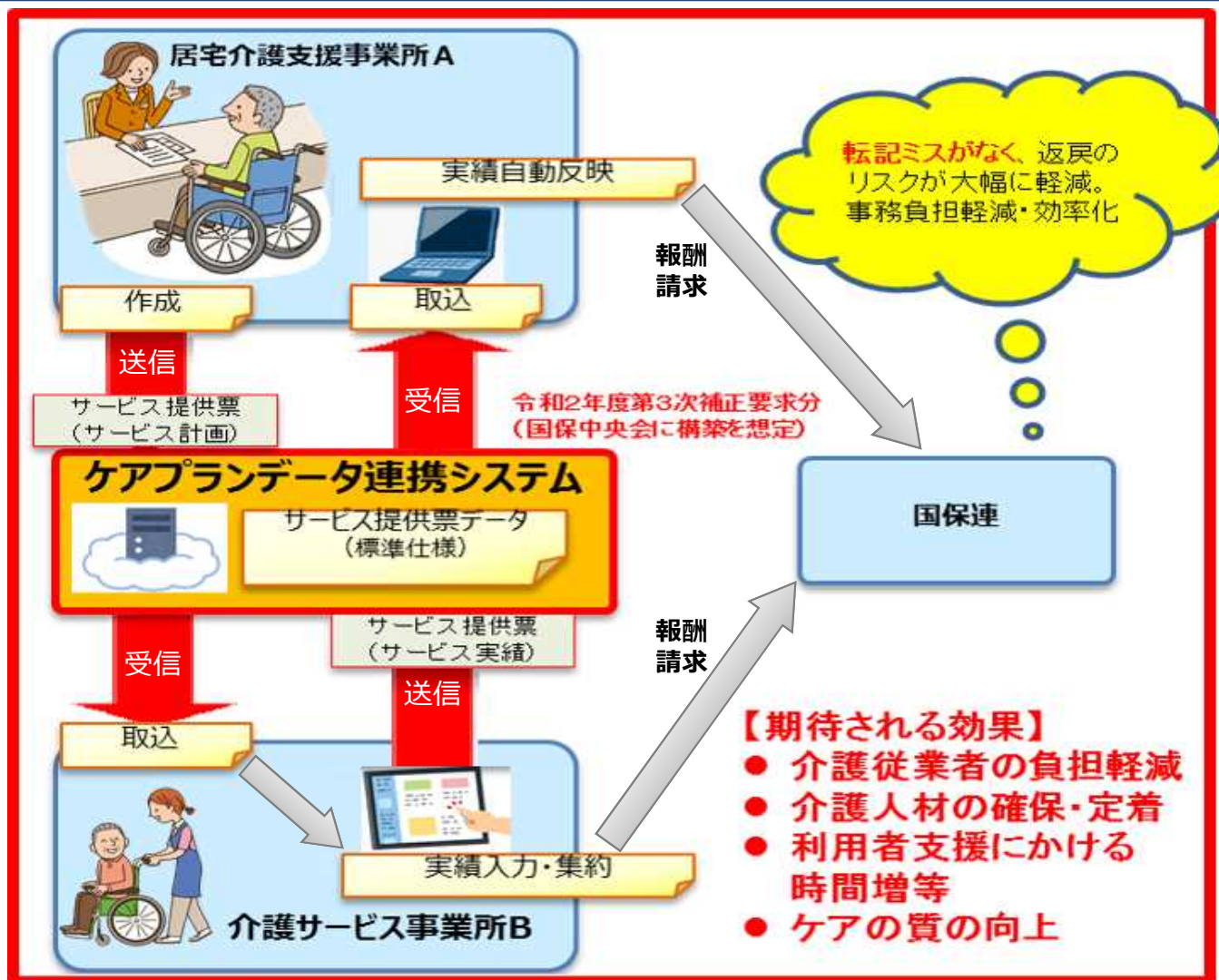
(注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

※令和2年度(当初予算)以降の拡充は令和5年度までの実施

ケアプランデータ連携システム構築事業（令和4年度予算案：2.7億円（新規））

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和4年度運用開始予定）※令和2年度第三次補正予算
- 令和4年度は、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を計上する。



保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：400億円（400億円）

400億円の内訳
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣 旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概 要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
 - ② ケアマネジメントの質の向上
 - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
 - ④ 介護予防の推進
 - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
 - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

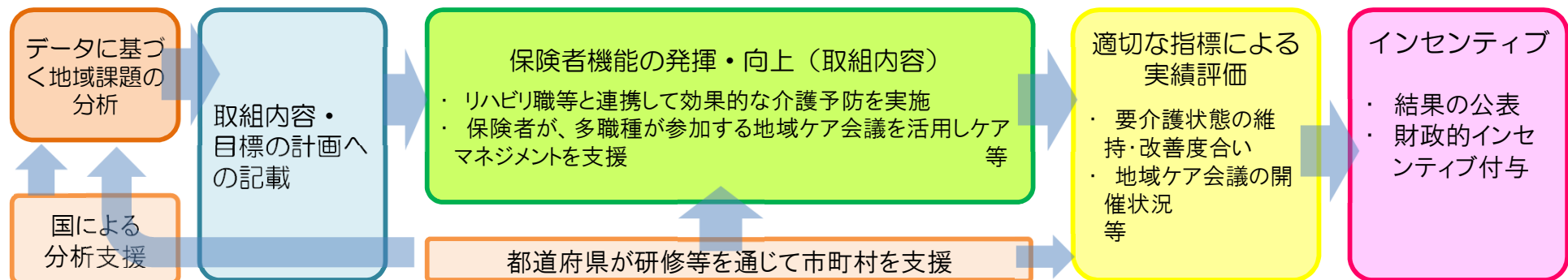
<市町村分>

- 1 配分 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

<都道府県分>

- 1 配分 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象 都道府県
- 3 活用方法 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



見える化推進事業

令和3年度当初予算額	令和4年度予算案
2. 9億円	3. 0億円

1. 事業の目的

社会保障・税一体改革においては高齢化が一段と進む2025年に向け地域包括ケアシステムの構築を目指しており、厚生労働省では、地域包括ケア「見える化」システムを運営して必要な情報を提供し、各保険者が、要介護度別認定率や一人当たり介護費の地域差等の課題の把握や分析をしやすくするとともに、これらの課題に基づいた介護保険事業（支援）計画の策定や、その進捗管理等を支援している。

本システムの指標等を活用し、保険者の現状を地域の関係者と共有しつつ、介護保険事業の推進が円滑に進むための改修を行う。

2. 業務概要

- 介護保険総合データベース等の情報から、グラフやマッピング等の直感的に分かる指標に「見える化」をする事で、介護保険事業（支援）計画を立案する担当者の策定支援等を推進する。
- 自治体内の関係者が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
- 地域間比較等により、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- 住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。

3. 実施主体

国（民間法人へ委託）

4. 創設年度

運用開始年度：平成27年度（構築年度：平成26～27年度）

介護予防活動普及展開事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：44百万円（44百万円）

事業の内容（目的・概要）

- 新型コロナウイルス感染症流行による外出自粛の長期化から、活動再開に向けた対応が重要となる。
- 本事業では、こうした状況も踏まえつつ、介護予防の更なる推進を図るため、自治体における課題解決や取組の推進に資する伴走型支援や、PDCAサイクルに沿った取組の展開に資する研修会等を行うとともに、高齢者自身が健康の維持向上に取り組めるよう、本人や支援者への介護予防に関する普及啓発を強化する。

成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

- 市町村が地域の実情にあわせて介護予防の推進・充実を図ることを目標とする。

事業スキーム（実施主体等）



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症流行による外出自粛等の影響を踏まえつつ、介護予防を推進するための都道府県・市町村支援と、高齢者やその支援者に向けた広報等の普及啓発を両輪として進める。

介護予防の推進のための
都道府県・市町村支援

高齢者やその支援者向け
普及啓発

- 自治体における課題解決や取組の推進に資する伴走型支援
- PDCAサイクルに沿った取組の推進等に関する研修会の開催

- 介護予防普及啓発イベントの開催
- ホームページの運用・拡充
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止や外出自粛等にも配慮した効率的・効果的な情報発信
 - 介護予防の取組事例や、自治体が作成した体操動画、リーフレット等の横展開

保険者機能強化中央研修

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）： 7百万円（7百万円）

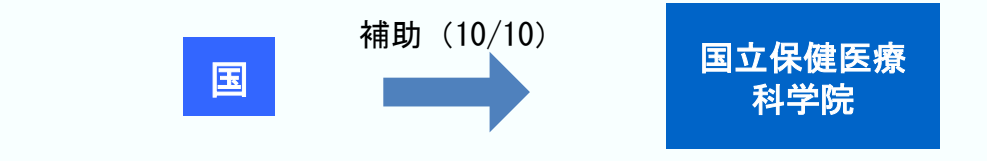
事業の内容（目的・概要）

- 高齢化が進展する中で、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた保険者の取組を一層加速化することが必要である。
- 国が本事業により中央研修として各都道府県・指定都市職員に対し保険者機能強化の観点から研修を実施し、研修を受講した職員が各都道府県・指定都市において管内市町村への研修等を実施することで、全国各地における保険者機能の強化を図る。

成果目標・所要額・事業スキーム

- （項）介護保険制度の適切な運営等に必要な経費
（目）諸謝金、庁費等
予算額 7, 429千円

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



事業イメージ

- 国は、各都道府県・指定都市職員に対し保険者機能強化の観点から、地域ケア会議の活用等の自立支援・介護予防の取組に関する取組や市町村支援の方法について、研修を実施する。（当該予算により実施する部分。）
- 研修を受講した都道府県・指定都市職員は、各都道府県・指定都市において、管内市町村の状況を踏まえ、集団研修、個別研修、市町村を訪問した個別フォローなど様々な方法により、各課題や市町村の状況に応じた研修等を実施する。

〔参考1〕令和2年度の研修概要

- ・介護保険制度における保険者機能強化と市町村支援
 - ・保険者機能強化支援の基本的考え方
 - ・介護保険事業における事業間連携について
 - ・自治体による実践報告
 - ・地域診断・ソーシャルマーケティングの手法を用いた地域包括ケアの推進支援
- ※ 講義・実践報告・演習の形態により開催

〔参考2〕令和2年度の研修参加実績

- ・都道府県職員 56名、指定都市職員 32名が受講。
- ・受講者の職種（都道府県職員）
行政事務職48名、技師・技術職2名、保健師5名、
社会福祉士2名、作業療法士2名、理学療法士1名 等

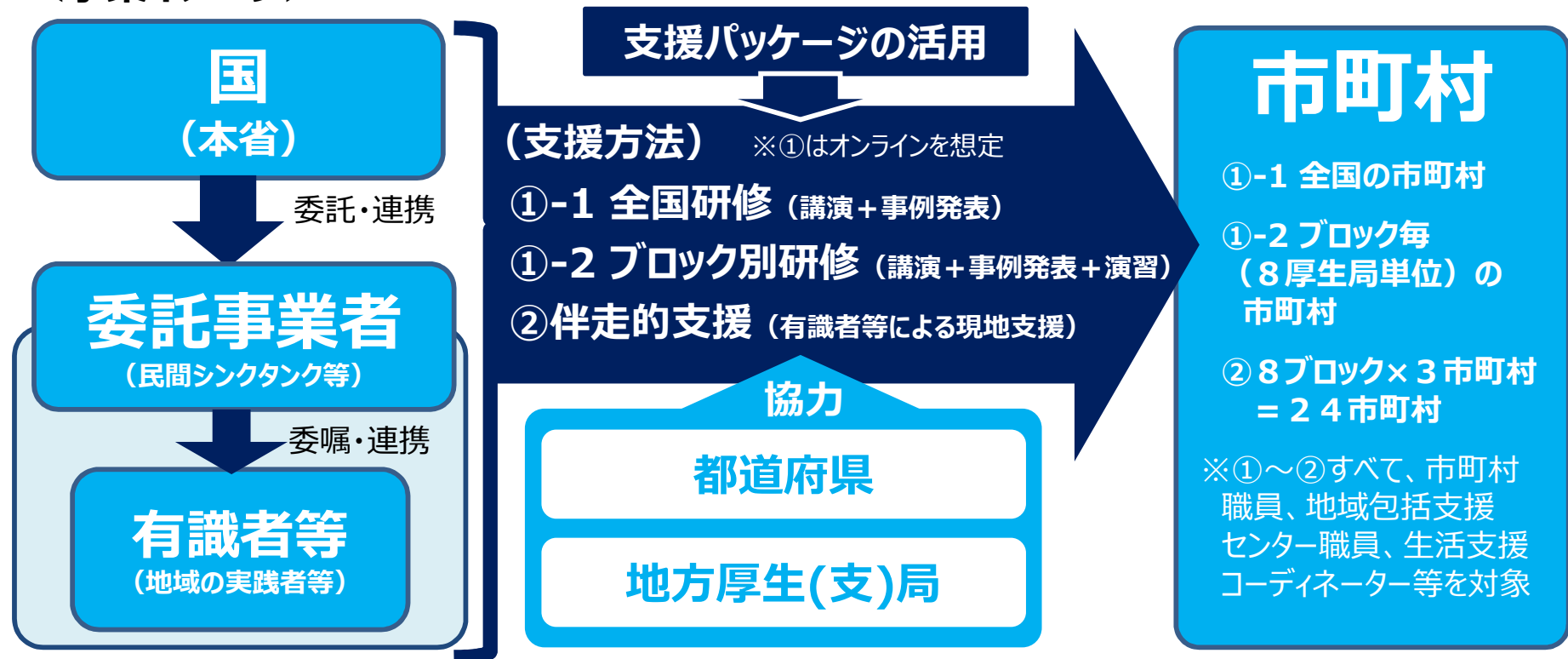
地域づくり加速化事業

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 要介護認定調査委託費 令和4年度予算案：75百万円（新規）

事業概要

- 団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた**支援パッケージ**を活用し、**①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）**や**②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援**の実施等を行うものである。
- 支援の実施にあたっては、地域偏在が起きないように留意するとともに、都道府県及び地方厚生（支）局の担当者も参加することにより、本事業が終了した後も、支援実施のノウハウが継承されていくよう取り組みを進める。

＜事業イメージ＞



科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和3年度当初予算額

4. 3億円

令和4年度予算案

8. 0億円

1. 事業の目的

「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）において示された、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、2020年度から運用を開始した高齢者の状態、ケアの内容等の情報などのデータを収集・分析するデータベース（LIFE※）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期からの介護報酬改定の議論に活用するとともに、その検証結果に基づき評価及び適正化を行うこと、また、取得したデータについては、介護事業所に提供するほか、介護サービスのベストプラクティスの策定などのケアの質の向上等につながるような取組を進めることを目的とする。

※ LIFE（科学的介護情報システム）については、平成29年度より、リハビリテーション情報の収集を行うシステムとして運用するVISITと、令和2年度より、高齢者のケアの情報等の収集を行うシステムとして運用するCHASEを、令和3年度より一体的な運用を開始している。

2. 業務概要

- 現在、LIFEには、約6万事業所が利用登録されているが、介護事業所・施設の総数は25～30万事業所であり、今後も登録事業所数の増加が予想される。次期以降の介護報酬改定においてLIFEの加算対象が増えることで、更なる対象事業者数の増加が見込まれており、これらに伴う運用支援等を行う。
- また、現行のLIFEのシステム構成は、旧VISITと旧CHASEのサーバーが併存するマルチクラウド構成となっている。そのため、運用コストの圧縮、両者でのデータ交換の際のトラブル発生防止や、将来の外部へのサーバー移管等を見据え、単一のクラウド構成とし、システム基盤の統合を実施する。

3. 実施主体

国（民間法人に委託）

4. 創設年度

運用開始年度：令和2年度（構築年度：令和元～2年度）

科学的介護に向けた質の向上支援等事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：41百万円（40百万円）

事業の内容（目的・概要）

- 科学的介護推進のため、LIFEの情報を利活用することで介護現場でのPDCAサイクルを推進するために、好事例を収集するとともに、全国へ展開するためのマニュアルを策定することに加え、LIFE等の利活用に知見を有する市町村・事業所職員を養成するための、研修を行うことで、科学的介護の推進を図る。
- また、LIFE等に関わる市町村職員や研究機関、事業所等の職員等を対象として、LIFE等利活用に関する知識及び技能の習得、向上を目的とする支援や研修、研究等を実施するための、将来的な拠点の整備を含めた体制に係る検討を行う。

成果目標・所要額・事業スキーム

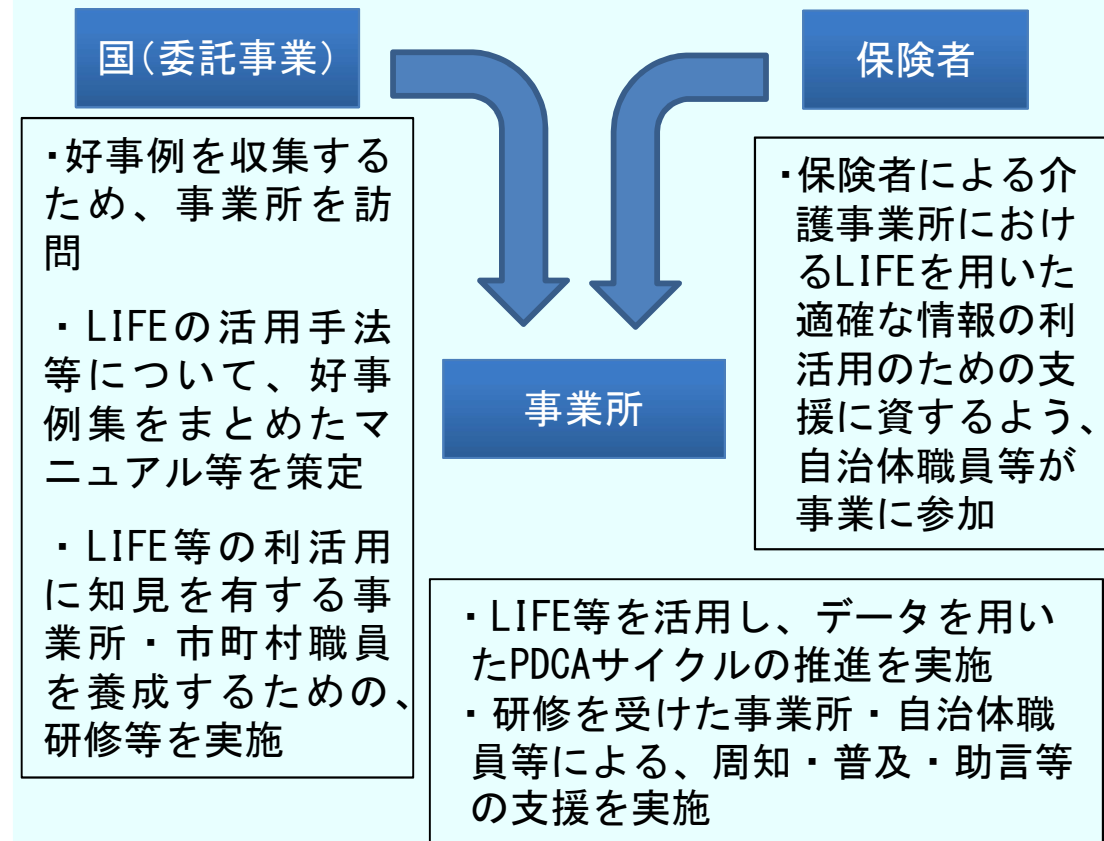
成果目標

- 科学的介護の推進を図るため、LIFE等利活用に関する知識及び技能が全国に普及する。
- LIFE等に関わる市町村職員や研究機関、事業所等の職員等を対象として、LIFE等利活用に関する知識及び技能の習得、向上を目的とする支援や研修、研究等を実施するための、将来的な、拠点の整備を含めた体制に係る検討を行う。

事業スキーム



事業イメージ



事業予定

令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ 好事例の収集	○ 好事例の収集 ○ マニュアル・研修の実施 ○ 拠点の構築を含めた体制整備の検討	○ 拠点整備 ○ 事業所へのLIFE等利活用に関する知識及び技能の普及 ○ シンポジウムの開催

在宅医療・介護連携推進支援事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：22百万円（30百万円）

事業の内容（目的・概要）

- 在宅医療・介護連携推進事業の検証及び取組の推進・充実を図るとともに、都道府県に対して、市町村支援に関する支援等を行う。
- 具体的な事業内容は以下のとおり。
 - ・在宅医療・介護連携推進事業の充実に向けた検討
 - ・在宅医療・介護連携推進事業に係る実態調査
 - ・在宅医療・介護連携推進に向けたデータ活用等に関する研修会
 - ・都道府県担当者会議の開催
 - ・都道府県への市町村連携支援の実施

成果目標・所要額・事業スキーム

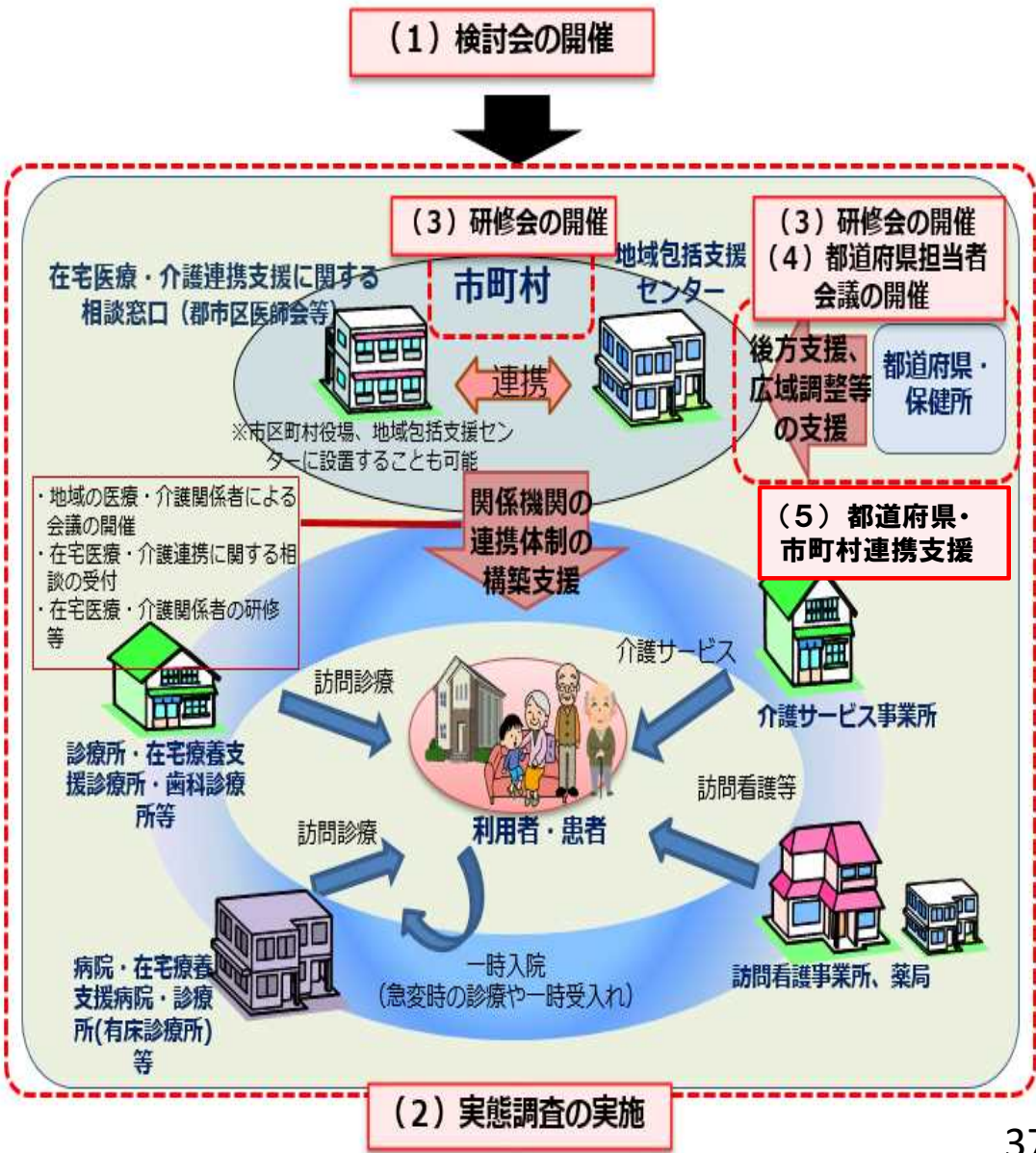
成果目標

- 市町村が地域の実情にあわせて在宅医療・介護連携に関する取組を推進・充実を図ることを目標とする。

事業スキーム（実施主体等）



事業イメージ



認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

- ◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「**認知症施策推進大綱**」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）**に基づき**、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「**共生**」と「**予防**」を車の両輪として**施策を推進**していく。

認知症施策関連予算: 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）： 約127億円（約125億円）

①認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数（社会保障充実分）】

- ・ 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置
- ・ 「チームオレンジ」の全国展開の推進

新 認知症の人と家族への一体的支援の推進

②認知症施策推進大綱の取組の推進（認知症総合戦略推進事業） 【5.5億円（5.5億円）】

- ・ 広域的な認知症高齢者見守りの推進
- ・ 認知症の普及相談、理解の促進
- ・ 若年性認知症支援体制の拡充
- ・ 認知症本人のピア活動の促進
- ・ 認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備

③認知症疾患医療センターの機能強化・整備促進 【12.9億円（12.6億円）】

- ・ 地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援
- ・ 地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援の強化

④認知症理解のための普及啓発等 【40百万円（40百万円）】

- ・ 認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発
- ・ 日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進（認証制度の創設等）

⑤成年後見制度の利用促進 【6.4億円（5.9億円）】 【137億円の内数等】

- ・ 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備
- ・ 市民後見人等の育成
- ・ 成年後見人等への報酬

⑥認知症研究の推進 【12.4億円（11.8億円）】

- ・ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル等に関する研究開発
- ・ 認知症実態調査など認知症施策推進のための研究

⑦その他

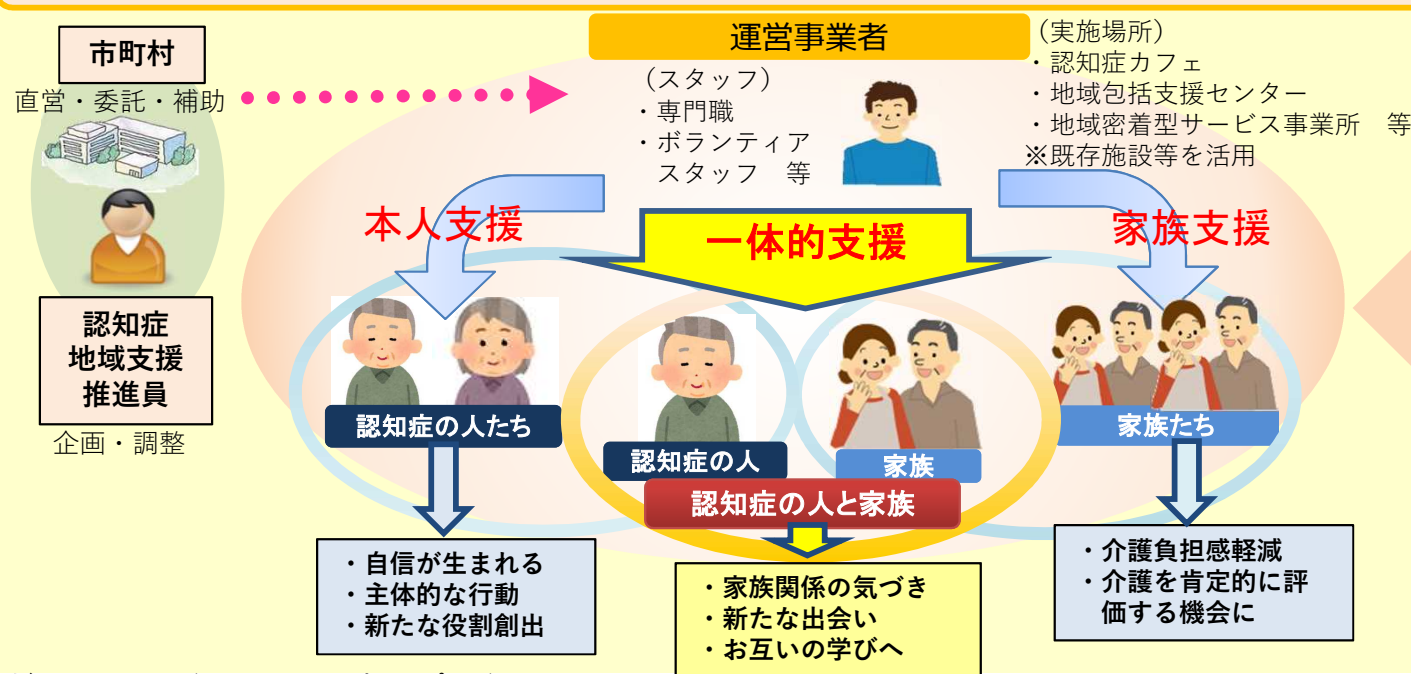
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成
- 新** 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援 等

- ◆ 認知症の人とその家族には、これまでそれぞれ個別の支援の充実が図られている一方、ヨーロッパ諸国で実践・展開され有効性が示されている「ミーティングセンター・サポートプログラム」*のように、**認知症の人と家族を一体的に支援し関係調整を図ることの重要性**も明らかになっている。
- ◆ 令和2年度老健事業のモデル事業を踏まえれば、地域の実情に応じた方法により、**認知症の人、家族ともに参加する場で、互いの思いを共有し、関係調整を行う「一体的支援」を行うことが、家族の介護負担感や本人の意欲向上、良好な家族関係の維持にとって有効**である可能性が示唆されている。
- ◆ そのため、新たに**市町村の実施する認知症の人と家族への一体的支援事業を認知症地域支援推進員の役割の一つに位置づけ、地域支援事業交付金の対象とし、認知症の人と家族の関係調整を図ることで、家族の介護負担を軽減し、認知症の人の在宅生活の安定を推進する。**

【予算項目】(項) 高齢者日常生活支援等推進費 (目) 地域支援事業交付金 (認知症総合支援事業) 【実施主体】市町村
 【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

認知症の人と家族への一体的支援事業

- ◆ 一体的支援プログラムには、認知症の人と家族が一緒に参加。
- ◆ 例えば、第1部：①認知症の人（本人）の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や本人同士が語り合う**本人支援**
 ②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う**家族支援**
 第2部：③認知症の人と家族が共に活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う**一体的支援**
 を一連の活動として行うプログラムを実施することにより、**スタッフが仲介役となり、認知症の人と家族の思いをつなぎ、ともに気づき合う場を提供し、在宅生活の継続を支援する。**



事業の基本的な流れ

- 本人と家族が一緒となり、二組以上で実施
- 開催は月1、2回程度
- ①本人（同士）への支援、②家族（同士）への支援、③本人・家族両者の交流支援（一体的支援）を**一連の活動として行う**プログラムを実施。
- プログラム実施による満足度、効果等を市町村へ報告
- 「認知症地域支援推進員」が企画・調整に関わるものとするが、運営主体（委託先）は実情に応じて設定可。

*（参考）ミーティングセンター・サポートプログラムとは

在宅における認知症ケアのサポートの分断を解消することを目的として、1993年にオランダでモデル事業（2ヶ所）として始まった。その実践の有用性が確認され、オランダ国内（144ヶ所）外にまで広がっている。ミーティングセンターの柱は、「認知症の人のプログラム（ソーシャルクラブ）」「家族介護者のミーティング」「両者へのコンサルティングと社会活動」である。

認知症総合戦略推進事業

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度予算案)

5.5億円

→

5.5億円

(+0千円)

【概要】

令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していく必要がある。

このため、都道府県、指定都市において、広域的な見守り体制の構築、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援や医療介護連携体制の確立のほか、若年性認知症の人への支援、ピアサポーターによる心理面・生活面に関する早期からの支援など認知症の人本人による相談活動等を促進するために必要な経費を支援する。

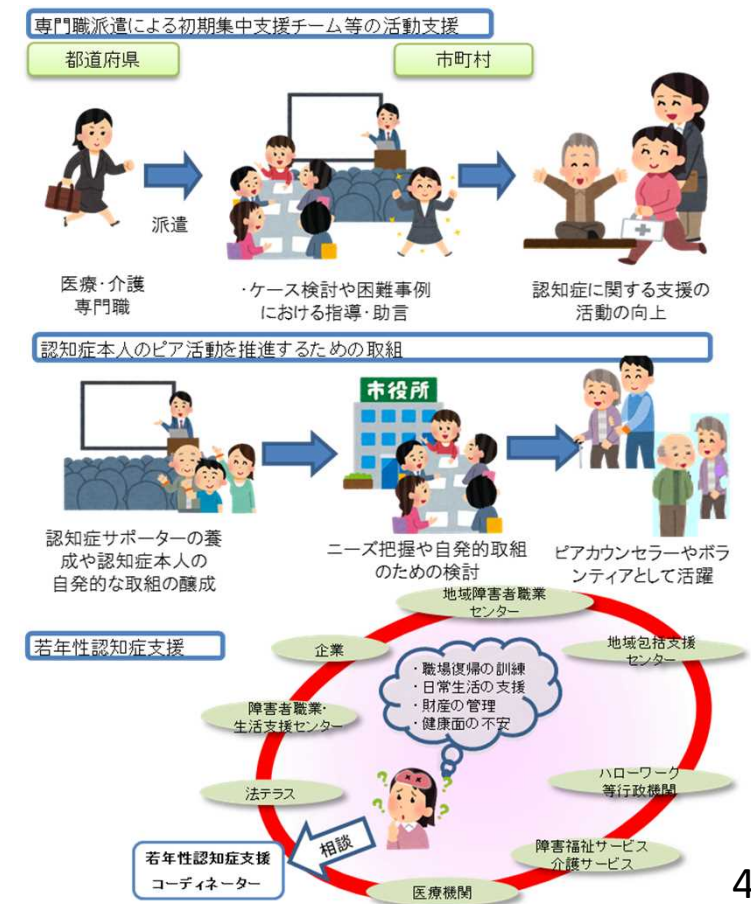
また、市町村において、認知症対応型グループホーム等の地域の既存資源を活用し、認知症の人とその家族に対する相談・助言等を継続的に行う伴走型支援拠点の整備を推進するために必要な経費を支援する。

【事業内容】

- 1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築
(主な事業内容)
 - ・ 広域の見守りネットワークの構築
 - ・ 専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
 - ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築
- 2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進
- 3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援
 - (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
 - (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
 - (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
 - (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
- 4 認知症本人のピア活動の促進
- 5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進

【実施主体】 都道府県・指定都市・市町村（民間法人等に委託可）

【補助率】 1、2、3（1）～（3）、4及び5 1/2、3（4） 定額



認知症疾患医療センター運営事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：13億円(13億円)
※+ 24,900千円

【概要】

- 認知症疾患医療センターは、地域の認知症医療の拠点として、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施することにより、地域において、認知症の人に対する必要な医療を提供できる機能体制の構築を図るものである。また、認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安が軽減され円滑な日常生活を過ごせるよう、地域の関係機関と連携した相談支援を行う必要がある。
- そのため、診断後や症状増悪時に、認知症の人やその家族の今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し相談支援を実施する「診断後等支援機能」を強化。

【事業内容】

- 専門的医療機能（鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談）
- 地域連携拠点機能（認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施）
- 診断後等支援機能（今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施）**
- 事業の着実な実施に向けた取組の推進（都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1/2



◆診断後支援について

○「診断後等支援機能」の取組を全ての認知症疾患医療センターの機能として位置付け、以下の①又は②のいずれか又は両方を実施。

①診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援
社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、必要な相談支援を実施。

②当事者等によるピア活動や交流会の開催
既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

◆令和4年度予算案における拡充内容

○相談支援員（上記①）の配置に要する経費の拡充

認知症施策推進大綱

（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

3. 医療・ケア・介護サービス

（1）早期発見・早期対応、医療体制の整備

（認知症疾患医療センター）

○都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、**認知症疾患医療センターを計画的に整備する。**

○診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、**診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等**を行う。

KPI/
目標

認知症疾患医療センターの設置数

全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上（2020年度末）

（実績） 全国488カ所、314圏域／全335圏域 ※令和3年10月現在

認知症普及啓発等事業

(令和3年度当初予算額)

40百万円

(令和4年度予算案)

40百万円

(+0千円)

【概要】

(1) 認知症普及啓発事業

「世界アルツハイマーデー」(9月21日)は世界保健機関(WHO)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が共同で制定したものであり、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施することとされている。また、9月の1か月間を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症に関する取組が行われていることから、厚生労働省としてもこのタイミングを認知症に関する正しい知識の浸透を図る絶好の機会と捉え、令和2年1月に任命した5名の「希望大使」による認知症の本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など総合的かつ集中的な普及・啓発活動を行うことにより、認知症施策の一層の推進を図る。

(2) 認知症分野における官民連携・取組活性化事業

認知症に係る諸問題への対応が社会全体において求められているという共通認識の下、医療介護関係者だけでなく、自治体・企業など幅広い関係者の参画を得て、社会全体で認知症に関する取組の活性化を図る「日本認知症官民協議会」を核として、認知症に関する取組を積極的に行っている企業等を「見える化」する観点等から、認知症バリアフリー宣言(仮称)の導入等に向けた環境整備を行う。



希望大使は、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力や国際的な会合への参加、希望宣言の紹介等を行う

【実施主体】 国(民間団体等へ委託)

【負担割合】 定額

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

- 世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎年9月)の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。また、SNS(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等)を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。

KPI/
目標

毎年、アルツハイマーデー及び月間における総合的かつ集中的な普及・啓発イベントを実施

認知症介護研究・研修センター運営事業

(令和3年度当初予算額)

3. 3億円

→

(令和4年度予算案)

3. 3億円

(+0億円)

【概要】

今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護等の支援を適切かつ効果的に行う観点から、認知症介護研究・研修センターにおいて、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、認知症介護に関する研修のための全国的な連携体制（ネットワーク）を形成し、認知症介護の専門職員の養成を行い、全国の介護保険施設・事業所等にその成果の普及を図るために必要な経費を支援する。

【事業内容】

（1）認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施

- 我が国における認知症高齢者の介護に関する研究の中核的機関として位置づけ、認知症高齢者の介護の専門性を高め、質の高い介護技術を理論化することを目的として、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を推進する。

（2）認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施

- ① センターは、介護の専門性を高めることを目的に、実践的な介護研修を体系的に実施し、人材の育成と確保に努める。
- ② センターは、必要に応じ各地方公共団体等が実施する認知症介護に関する研修に協力するものとする。

（3）認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供

- センターは、国際的視野に立った研究を遂行するため、先端研究の情報収集とそれらの公開、提供を行うとともに、国内外の研究・研修機関との情報交換と人材交流を積極的に推進する。

（4）高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査・研究

- センターは、虐待を受ける者の中に認知症高齢者が多いことにかんがみ、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項に関する調査及び研究を行うものとする。

（5）認知症地域支援体制構築の検討（東京都のみ実施）

- 認知症地域支援の取組の先進事例等の収集・整理・分析を行うとともに、その分析結果等に基づき、地域資源連携のあり方等を自治体に対して提示し、情報共有とその普及を図る。

【実施主体】

認知症介護研究・研修センターを設置する都県市

- 東京都（社会福祉法人 浴風会 東京都杉並区）
- 仙台市（社会福祉法人 東北福祉会 宮城県仙台市）
- 愛知県（社会福祉法人 仁至会 愛知県大府市）

【負担割合】

定額



東京センター

関東・新潟・九州・沖縄地区



仙台センター

北海道・東北・四国・中国地区



大府センター

中部・近畿地区

認知症サポーター等推進事業

(令和3年度当初予算額)

28百万円

→

(令和4年度予算案)

28百万円

(+0百万円)

【概要】

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターについては、認知症への理解を深めるための普及・啓発の重要な取組であり、引き続き量的に養成する必要がある。

また、認知症サポーターの更なる地域での活躍を促進するため、地域や職域などで行われている先進的な取組事例の全国への周知や、サポーター養成講座修了者の把握、認知症サポーターホームページでのフォローアップ講座の配信やサポーター同士の交流・活動情報の共有等に必要な経費について財政支援を行う。また、全国的に一定の活動の質を担保しながらチームオレンジの設置を推進していく観点から、都道府県が配置するオレンジ・チューター(チームオレンジコーディネーターの養成講師)に対する全国研修を実施するために必要な経費について財政支援を行う。

【事業内容】

- (1) 認知症サポーター養成講座を円滑に実施するための支援等
(キャラバン・メイト養成研修等の実施や講師派遣、認知症サポーター養成講座にかかる市町村等への運営助言・情報発信、認知症サポーター等のデータ集計・分析・データベース化など)
- (2) 認知症サポーター優良活動報告会の開催や、認知症サポーターの更なる地域での活躍を促進する取組
- (3) オレンジ・チューターを養成するための全国研修の実施
- (4) 認知症サポーターホームページの運用

【実施主体】 民間団体等(公募)

【負担割合】 定額

(参考) 認知症サポーターの養成状況



認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2. 具体的な施策

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

- 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。特に、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。

KPI/
目標

企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人(認知症サポーター養成数1200万人(2020年度))
毎年、継続して表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を周知

認知症に関する研究の取組の充実

認知症施策推進大綱で掲げられた研究にかかる「KPI/目標」

- ◆ 認知症のバイオマーカーの開発・確立（POC取得3件以上）
- ◆ 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始
- ◆ 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- ◆ 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築

認知症研究の推進 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：12億円（12億円）※+60,405千円

大綱に掲げられた2025年に向けた目標を達成するため、認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究等に必要予算の拡充を行い、また認知症政策の推進に資する調査研究をあわせて令和4年度予算案には、**12.4億円（+0.6億円）を計上**。

（主な研究内容）

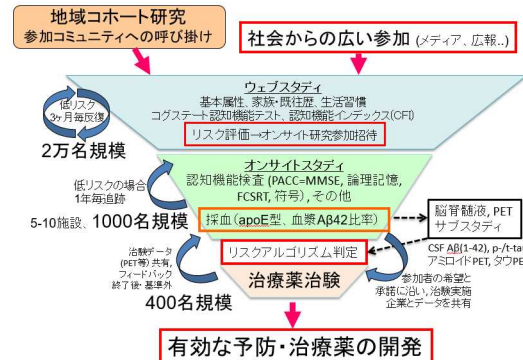
- ◆ **認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ**
 - ・ 大規模認知症コホート研究
 - ・ 認知症ステージ別コホート研究
 - ・ 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築する研究
- ◆ **バイオマーカー研究**
 - ・ 認知症診断に資するバイオマーカー研究
- ◆ **病態解明を目指した研究**
 - ・ 認知症ゲノム研究
 - ・ 若年性優性遺伝性アルツハイマー病者に対する研究
- ◆ **認知症施策の推進に資する調査研究**
 - ・ 軽度認知障害者支援のあり方に関する研究
 - ・ 認知症と併存疾患に注目した重症化予防に関する研究
 - ・ 人生最終段階の医療提供における意思決定支援に関する研究

大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。

（対象者）
認知症発症前の者（健常、軽度認知障害）、一部認知症患者
（規模）
～12,000

全国8ヶ所で1万人を追跡する認知症の実態調査



薬剤治験対応コホート

前臨床期（脳内病変は生じているが認知症症状が現れていない者）を対象とし、治験に対応できる高い水準でデータ収集を行い、円滑な治験実施を目的としたコホート研究。

『トライアルレディコホート(J-TRC)構築研究』を令和元年10月31日より開始
<https://www.j-trc.org/>

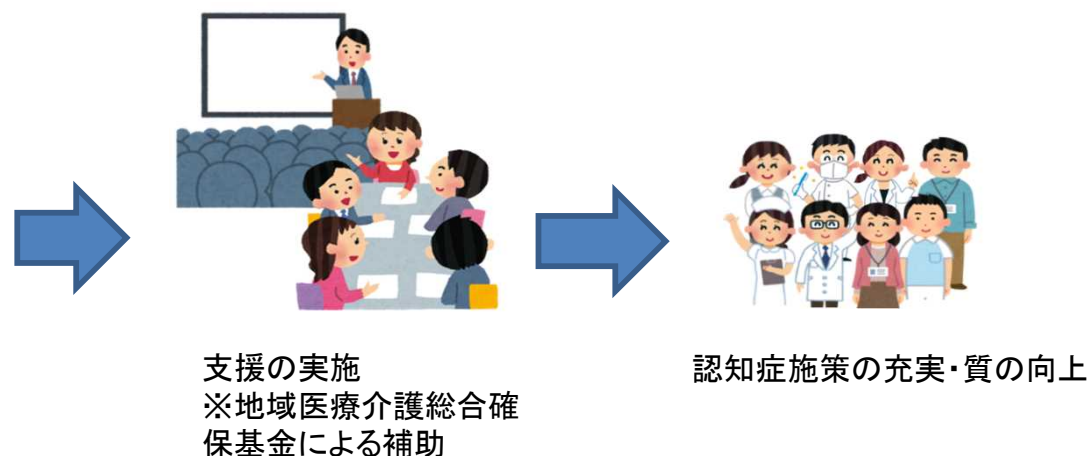
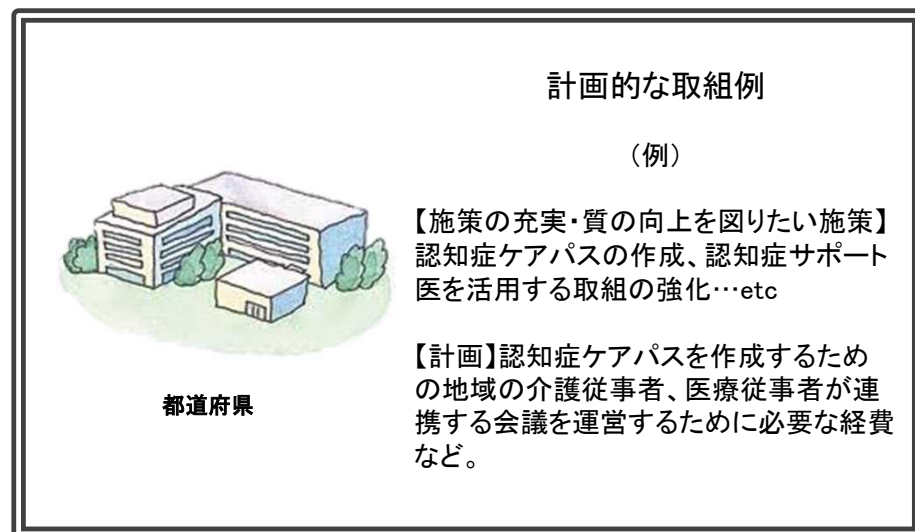
- ◆ 認知症施策推進大綱において、認知症の人が、認知症の容態の変化に応じたすべての期間を通じて本人主体の医療・介護を受けることができるよう、医療・介護等の質の向上を図るとされているが、初期集中支援チームの取組や認知症ケアパスの策定状況、認知症ケアに関する各種研修の実施状況については、地域で格差が生じているところ。
- ◆ そのため、各地域の認知症施策の充実・質の向上を図る観点から、各都道府県において計画的に認知症施策の充実・質の向上の取組を図る場合に必要な経費に充当できる柔軟なメニュー事業を地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）に創設する。

【支援メニューの例】（複数のメニューの組み合わせ可）

- （例）① 認知症ケアパス作成のための地域の介護・医療従事者等の関係者が連携する協議会の設置
 ② 認知症カフェの設置促進・効果的な活用のための認知症地域支援推進員等への各種研修の実施
 ③ 認知症ケアの質的向上に向けた研修の拡充を実施するために必要な経費の支援

など

【予算項目】（項）介護保険制度運営推進費 （目）医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2／3

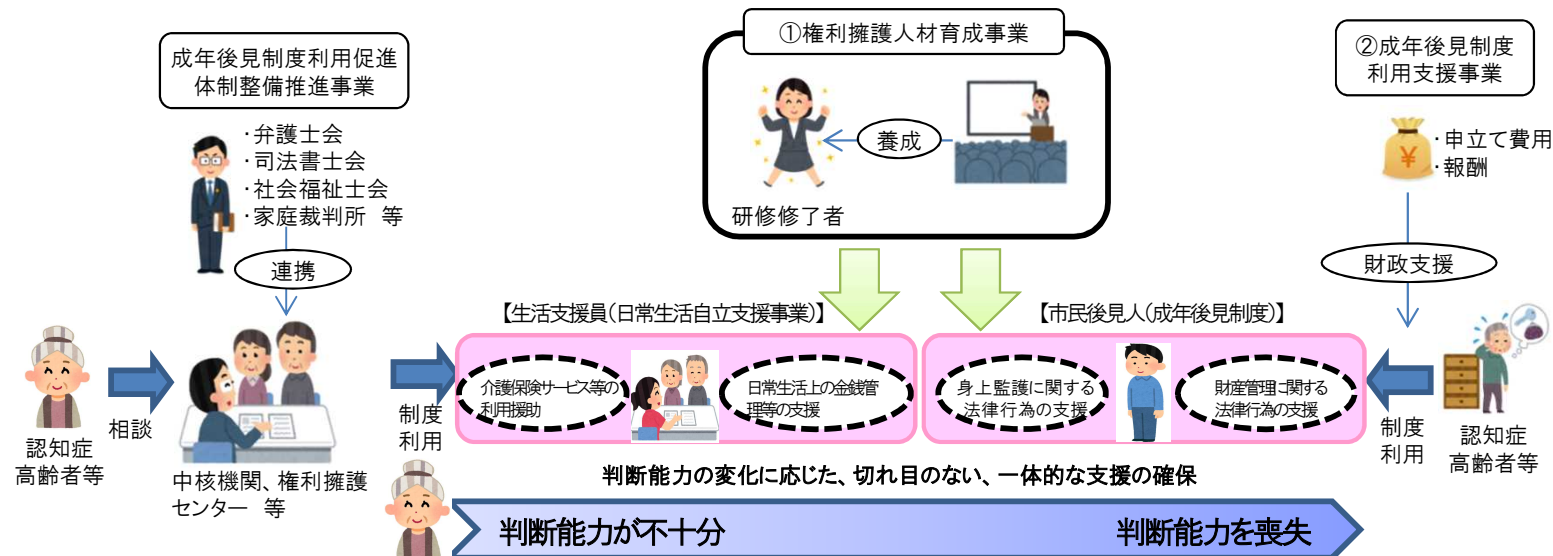


認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容(令和4年度予算案)

- ① **権利擁護人材育成事業** **地域医療介護総合確保基金（介護分）（令和4年度予算案）137億円の内数**
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ② **成年後見制度利用支援事業** **地域支援事業（令和4年度予算案）1,928億円の内数**
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。



老人クラブ活動への助成について

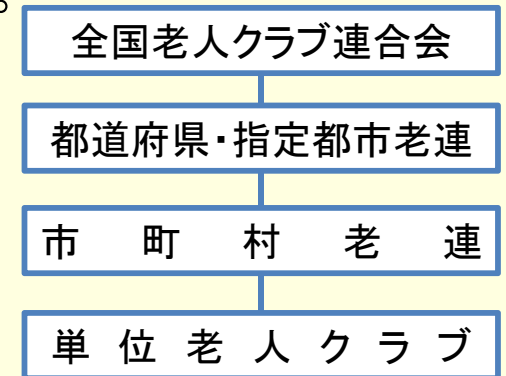
令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：25億円（26億円）

1 目的

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者の介護予防と相互の生活支援という観点から、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容

個々の「①単位老人クラブ」を基礎組織とし、市町村ごとに「②市町村老人クラブ連合会」、都道府県・指定都市ごとに、「③都道府県・市町村老人クラブ連合会」、さらに中央に、「④全国老人クラブ連合会」を組織して活動を行っている。



3 会員数等（令和2年度末現在）

・クラブ数：89,498クラブ 会員数：4,712,182人

※ 概ね60歳以上の方が対象（準会員や協力会員として60歳未満可能なクラブ有）

4. 補助金名

在宅福祉事業費補助金

負担割合：市町村1／3、都道府県1／3、国1／3
（指定都市及び中核市の場合は市町村2／3、国1／3）

【参考】老人福祉法（抜粋）

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

1 大会の概要

（1）目的・沿革

全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、長寿社会を健やかで明るいものとするため、国民一人ひとりが積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることを目的として、厚生省創立50周年に当たる昭和63(1988)年から開催している。

（2）主 催

厚生労働省、開催県(政令指定都市)
一般財団法人長寿社会開発センター

（3）共 催

スポーツ庁

（4）参加者

- ・主たる参加者は60歳以上の者。
- ・児童の参加等の世代間交流等にも積極的に配慮。

（5）事業内容

- ・総合開会式、総合閉会式
- ・健康関連イベント（スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会）
- ・福祉・生きがい関連イベント（文化交流大会、美術展、地域文化伝承館等）
- ・健康、福祉・生きがい共通イベント（健康福祉機器展、音楽文化祭等）
- ・オリジナルイベント
- ・併催イベント



和歌山大会 総合開会式



和歌山大会 地域文化伝承館

2 開催実績・予定

回数	開催年	開催地	参加人員
第1回	昭和63年	兵庫県・神戸市	8万人
第2回	平成元年	大分県	18万人
第3回	平成2年	滋賀県	23万人
第4回	平成3年	岩手県	27万人
第5回	平成4年	山梨県	30万人
第6回	平成5年	京都府・京都市	46万人
第7回	平成6年	香川県	55万人
第8回	平成7年	島根県	33万人
第9回	平成8年	宮崎県	43万人
第10回	平成9年	山形県	52万人
第11回	平成10年	愛知県・名古屋市	70万人
第12回	平成11年	福井県	46万人
第13回	平成12年	大阪府・大阪市	70万人
第14回	平成13年	広島県・広島市	61万人
第15回	平成14年	福島県	51万人
第16回	平成15年	徳島県	44万人
第17回	平成16年	群馬県	50万人
第18回	平成17年	福岡県・北九州市・福岡市	54万人
第19回	平成18年	静岡県・静岡市	57万人
第20回	平成19年	茨城県	48万人
第21回	平成20年	鹿児島県	54万人
第22回	平成21年	北海道・札幌市	54万人
第23回	平成22年	石川県	54万人
第24回	平成23年	熊本県	55万人
第25回	平成24年	宮城県・仙台市	51万人
第26回	平成25年	高知県	40万人
第27回	平成26年	栃木県	41万人
第28回	平成27年	山口県	54万人
第29回	平成28年	長崎県	55万人
第30回	平成29年	秋田県	52万人
第31回	平成30年	富山県	55万人
第32回	令和元年	和歌山県	56万人
第33回	令和3年	岐阜県（中止）	60万人
第34回	令和4年	神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市	60万人
第35回	令和5年	愛媛県	（未定）
第36回	令和6年	鳥取県	（未定）

※第33回～第36回は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、1年延期

高齢者生きがい活動促進事業

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):20百万円 (20百万円)

【目 的】

少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる中、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ちながら積極的な社会への参加を促進していくことが、生涯現役社会の実現に向けた環境整備等において重要な取組である。このため、住民主体による生活支援、共生の居場所づくりや農福連携の取組など、高齢者の社会参加・役割創出に資する活動等の立ち上げへの支援を行うものである。

【事業内容】

以下の取組の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う

①農福連携推進事業

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動

②高齢者等が行う地域の支え合い活動

(例)

- ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の有償ボランティア活動
- ・地域共生社会の推進に向け、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動 など

【補助上限額(定額補助)】

①の取組:200万円

②の取組:100万円

【実施主体】 市区町村



創設年度	平成25年度
補助根拠	予算補助
補助率 (負担割合)	定 額

老人保健事業推進費等補助金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：25億円（25億円）

事業の内容

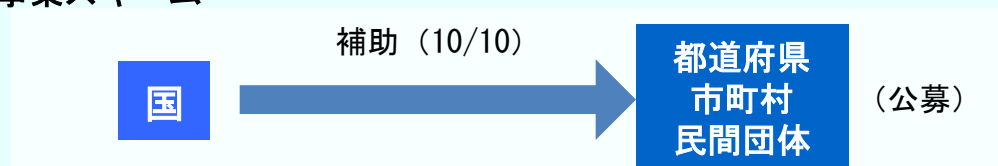
- 介護保険制度の適正な運営を図るため、自立支援・重度化防止に向けた高齢者の社会参加など老人保健福祉サービスの実施や、虚弱高齢者に対する予防、認知症施策、介護人材確保対策などに関し、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究に取り組む必要がある。
- 本事業は、これらの検討を行うために必要な先駆的、試行的な調査研究事業等に対する所要の助成を行うものであり、今後の介護保険制度の適正な運営及び老人保健福祉サービスの一層の充実に資するために必要な経費である。

成果目標・事業スキーム

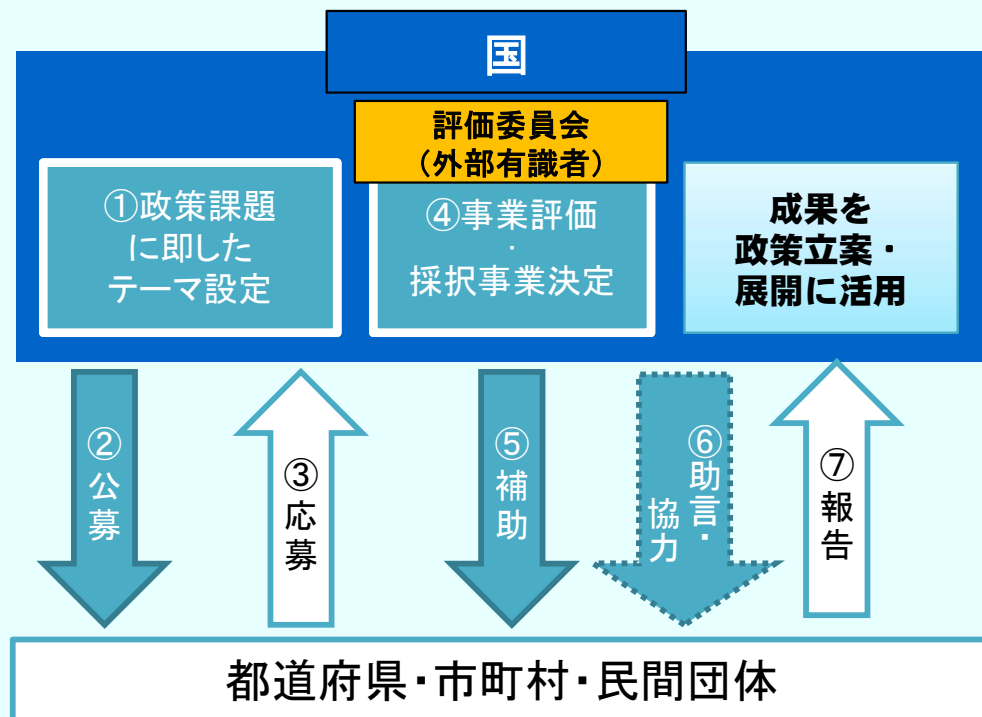
成果目標

- 高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。
- 国の政策課題に即して設定した全調査研究課題（テーマ）数に対し、1件以上採択する。

事業スキーム



事業イメージ



【参考：過去の実績等】

	予算額(億円)	事業件数	設定したテーマ数に対して 事業を採択した割合(%)
令和2年度	25.7	179	95
令和元年度	24.2	181	90
平成30年度	26.9	164	93
平成29年度	17.4	120	94

介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：11億円（14億円）

事業の内容（目的・概要）

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」において、「医療機関・介護事業所における情報共有とための介護情報等の標準化の推進、介護情報等を含めた自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備など、データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進することとされた。
- この実現に向けて、介護情報を共有できるよう、システム開発や基盤整備を行う。
- また、介護関係のデータ利活用を可能とする基盤構築により、保険者機能強化を実現する。

成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

介護情報等が適切に共有されるような基盤が構築される。

所要額

介護保険事業費補助金

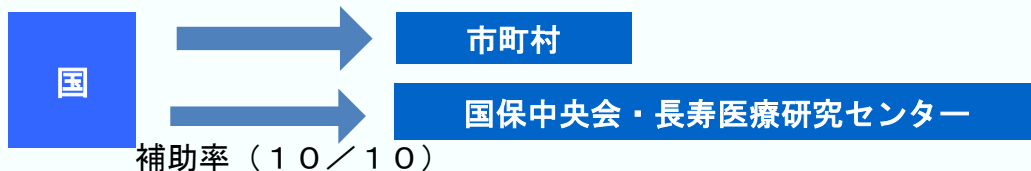
市町村分：200,000千円（700,000千円）（▲500,000千円）

中央会分：664,000千円（464,000千円）（+200,000千円）

長寿分：200,000千円（200,000千円）

事業スキーム

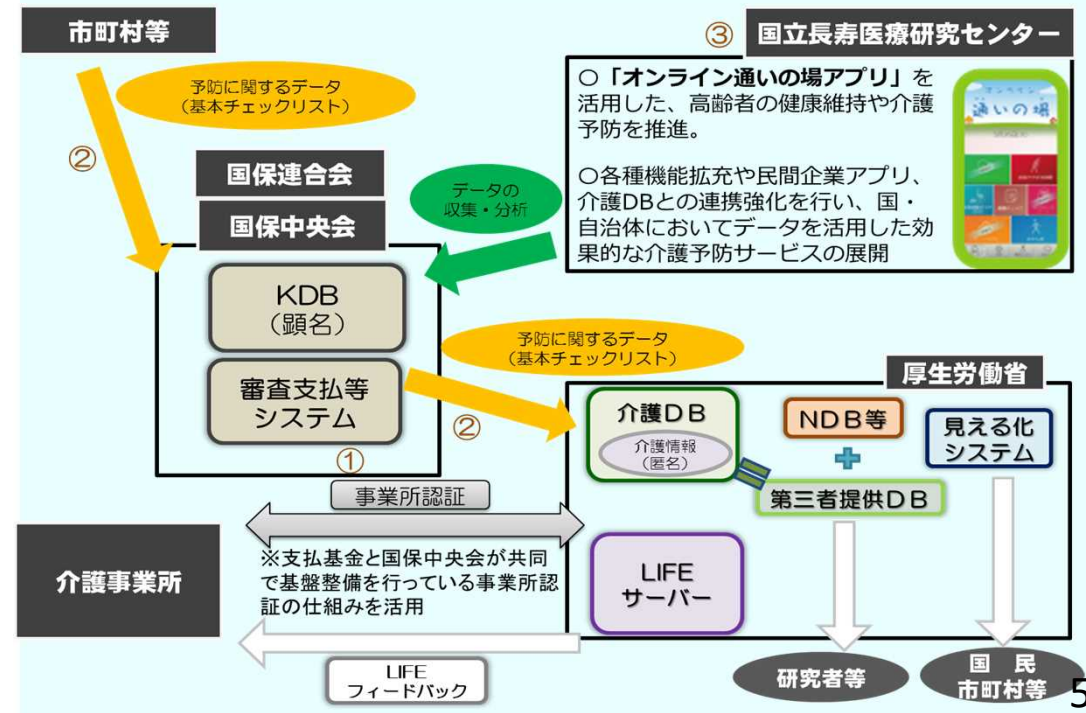
補助率（1／2）



事業イメージ

- ①LIFEのデータ収集に係る事業所の認証・連携に関する国保連合会・国保中央会のシステム開発、②市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が提出する予防に関するデータ（基本チェックリスト）等の送受信に係る自治体システム整備支援、③国立長寿医療研究センターが運用するオンライン通いの場による一般介護予防事業のデータ収集基盤改修等を実施する。
- 基本チェックリスト、LIFE情報（顕名情報）が市町村等で適切に活用できるよう、市町村・国保中央会・国立長寿医療研究センター等のシステムの必要な改修を実施することで、介護予防・重度化防止を推進するための基盤を構築するとともに、市町村の保険者としての機能を強化する。

【イメージ】



介護ワンストップサービス実施に伴うシステム改修

令和4年度予算案:75百万円

事業の内容（目的・概要）

<目的>

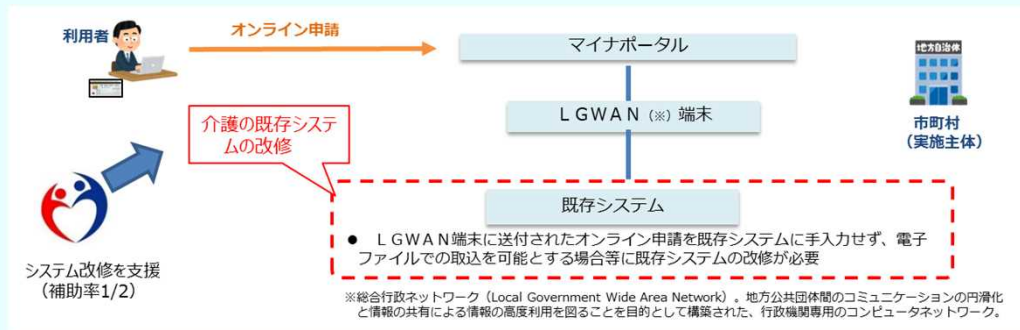
- 2025（令和7）年に団塊世代の全員が75歳以上となるなど、今後、高齢化が進む中で、行政手続の簡素化や新型コロナウイルス感染症防止に向けた非対面・非接触での手続の実施等により、介護者・高齢者の事務負担の軽減等を実施することが必要となる。
- 介護ワンストップサービスの導入・実施により、場所・時間を問わず、webサイト上でサービスの検索から申請までのワンストップでの実施を可能とし、介護者等の事務負担等の軽減を図る。

<概要>

- 保険者が介護ワンストップサービスを導入する際に係る費用の1/2を補助する。

事業イメージ

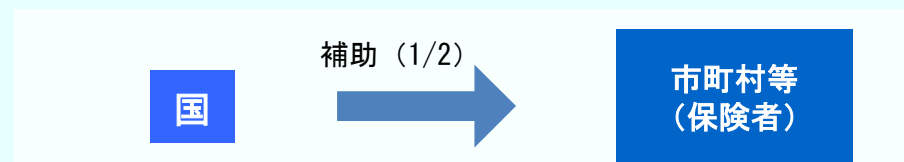
- 介護ワンストップサービス対象の全ての手続について、サービスの検索を可能とするとともに、そのうち1つ以上の手続の電子申請を実施する場合において、介護の既存システム改修に係る費用の1/2を国が補助する。



※総務省の基盤改革支援補助金との重複部分は補助対象外

事業スキーム

- 事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



高齢者権利擁護等推進事業

(介護保険事業費補助金)

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額)

1.4億円(1.4億円)

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

対象事業

1. 介護施設・サービス事業者への支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議(2007年～)

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修(2007年～)

・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修

・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修(新規)

③看護職員研修(2007年～)

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

■事業主体：都道府県 ■補助率：1/2

■補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

2. 市町村への支援

①権利擁護相談窓口の設置(2007年～)

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

②市町村職員等の対応力強化研修(2017年～)

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

③虐待対応実務者会議等の設置(2020年～)

・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る

・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、再発・未然防止策等の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施

・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣(新規)

④ネットワーク構築等支援(2017年～)

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴う居室確保等に係る広域調整等

3. 地域住民への普及啓発・養護者への支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催(2017年～)

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成(2017年～)

・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成

・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ)(2019年～)

養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

大規模実証事業 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：0.9億円（1.2億円）

● ねらい：エビデンスに基づく介護予防施策の手法及び普及策の検討

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」報告書において、通いの場等への社会参加等を通じた高齢者の健康づくり・介護予防を進めて行くことの必要性が指摘されている。介護が必要となった主な原因としては、「認知症」「脳血管疾患」が上位となっており、高齢期においては医療保険を利用する者も多いところであり、その予防のためには社会参加等の介護予防の取組や運動促進等の生活習慣病対策等の取組を併せて行う必要であることが指摘されている。このため、社会参加等と生活習慣病対策を通じた高齢者の健康づくり・介護予防の手法について検証する。

● 実証の手法

- ・ 健診や通いの場等で収集するデータを用いて、認知症等の予防を通じた介護予防効果を実証する。
- ・ 健常な高齢者等（非認知症者等）に対して、AI・ICT等を活用した介護予防ツール（通いの場や運動教室等への参加促進のための伴走型スマートフォンアプリ）等の介入を実施、一定期間観察し、データを収集することで介護予防施策の効果を検証（介入群と非介入群の比較等）する。

評価指標：社会参加率、要介護認定率、認知症発症率等

【規模感】

- ・ 実証フィールド：5箇所程度
⇒ 実施主体：国立長寿医療研究センター（産官学協力の下、国立長寿医療研究センターが実施）

● 実証のスケジュール

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
・ 実証事業全体のスキームにおける位置づけを検討 ・ 実証事業の詳細立案：実際の取組をベースに取組等をデザイン ・ 実証フィールドの選定 ※予算事業としては実施せず	・ 実証フィールドに対し、介入実証を開始（1箇所） ・ 介入実証の横展開に係る仕組みの構築	・ 実証フィールドに対する介入実証の継続 ・ 実証フィールドの増加（5箇所程度※） ※2020年度より継続の1箇所と新規4箇所	・ <u>実証フィールドに対する介入実証の継続（5箇所程度）</u>	・ 実証フィールドに対する介入実証の継続及び効果検証（1箇所） ※中間評価に基づく効果検証を行う	・ 実証フィールドに対する介入実証の効果検証を踏まえた、効果的な検証法・エビデンスの確立 ※最終評価に基づく効果検証を行う ・ エビデンスのある介護予防施策の横展開

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：40百万円（60百万円）

事業の内容（目的・概要）

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という）等に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合は、併設以外と比較して約1.8倍となっているという実態がある。
- このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下「集合住宅関連介護事業所」という。）への重点的な実地指導が可能となるよう、都道府県及び市町村における指導体制の強化を図る。

成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

- 自治体における効果的指導手法の確立
→ 好事例は全国会議等で紹介
- 利用者の困り込みをしていると考えられるサービス事業者に着眼し、サービスケアプランの見直し等に基づく返還命令等により介護給付費削減を図る
- 同一自治体内での他の集合住宅関連介護事業所が行うサービス提供への抑止力及び牽制

所要額

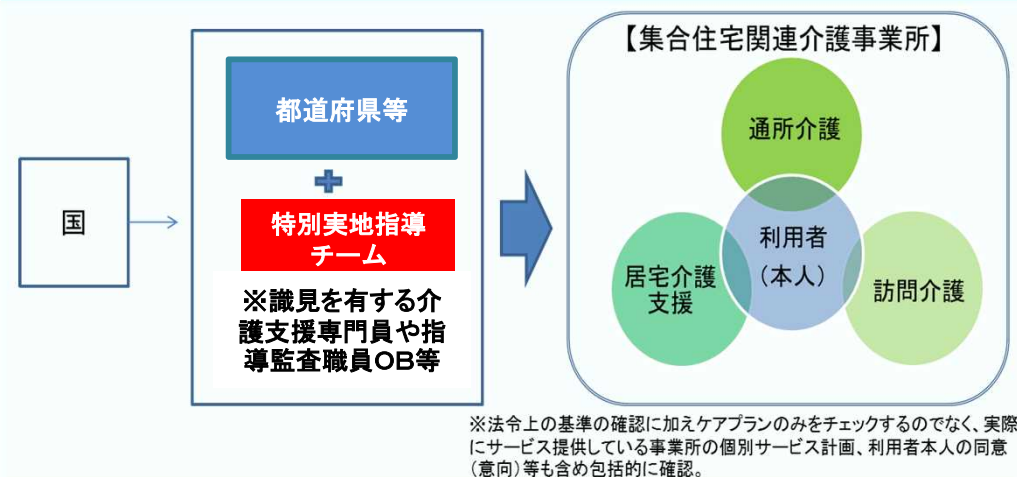
- 1自治体2,500千円 × 16自治体 = 40,000千円

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



事業イメージ

- 補助要件案（実施要綱より抜粋予定）
 - ・ 集合住宅5カ所以上選定
 - ・ 補助上限1自治体250万円（定額）
 - * 実施回数が多い自治体は600万円
- 手法例
集合住宅に介護サービスを特化実施している事業所を指導対象として重点的に選定し、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別実地指導チームを組織して指導・監査に臨む。
 - * 事務受託法人への一部委託可能。



骨太の方針等の閣議決定での書きぶり等の備考

- 令和3年度介護報酬改定の社会保障審議会介護給付費分科会審議報告において、高齢者向け住まい等における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることと指摘。

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：20百万円（24百万円）

1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知

（本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定）

③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られて、居住確保が困難な状況 等

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

支援

支援

3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

地域におけるリハビリテーションのあり方に関する検証事業

令和4年度予算案：16百万円（新規）

事業の内容（目的・概要）

- 地域におけるリハビリテーションについて、理学療法士等による訪問看護について軽度者への提供が多いことが指摘されており、令和3年度介護報酬改定の審議報告において、訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所から理学療法士等が訪問して行うリハビリテーションについて、それぞれの役割に応じたサービス提供の在り方について検討が必要とされた。
- 本事業では、理学療法士等が行う訪問看護、訪問リハビリテーションの実態等を踏まえ、地域特性に応じた課題を調査し、地域やそれぞれの役割分担に応じたサービス提供のあり方を検討し、令和6年度介護報酬改定に向けた提言を得ることを目的とする。

成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

- 令和4年度は、次期介護報酬改定での議論に資する理学療法士等が行う訪問看護、訪問リハビリテーションの役割や評価の在り方等に関する提言をまとめた報告書の作成を目指す。

事業スキーム（実施主体等）



事業イメージ

- R3年度の実態調査等を踏まえ、地域特性に応じた課題等を調査
- 関係団体（日本医師会、日本看護協会、理学療法士協会等）、学識経験者、利用者、自治体等からなる検討会を設置
- 地域におけるリハビリテーションの在り方について、地域の実情も踏まえ検討
 - ・ 理学療法士が行う訪問看護、訪問リハビリテーションの役割や位置づけの整理
 - ・ それぞれのサービスの介護報酬における評価の在り方 など

R3年度：実態把握（老健事業）

- ・ 都道府県及び基礎自治体における、訪問看護、訪問リハビリテーションに関する整備状況
- ・ 地域、事業所、利用者の特性、サービスの内容 など

R4年度：実態を踏まえた課題の検証（当該事業）

- ・ R3年度の実態に基づき、地域特性に応じた課題の調査
- ・ 地域や役割分担を踏まえたサービス提供のあり方の検討

R5年度：R6介護報酬改定に向けた議論（介護給付費分科会）

令和3年度介護報酬改定の審議 Ⅲ 今後の課題

…訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所が行うリハビリテーションについて、実態調査等を行い、それぞれの役割に応じたサービス提供の在り方や看護職員の確保の強化策について、検討していくべきである。 58

介護保険総合データベースの第三者提供関係経費

令和3年度当初予算額	令和4年度予算案
2.0億円	1.0億円

1. 事業の目的

介護保険総合データベース（介護DB）の匿名介護レセプト等情報及び匿名要介護認定情報のデータについては、第三者（公的機関、大学その他の研究機関、民間事業者等）から提供の依頼があった場合、その利用目的の公益性等を専門委員会において審議し、当該審議結果を踏まえて提供をしており、これらの運用を行うため、介護レセプト等データ第三者提供システムを運用している。

「成長戦略フォローアップ工程表」（令和3年6月18日閣議決定）において、データヘルス、健康・医療・介護のデータ利活用の推進として、関連する他の公的DB等との連結の必要性について検討し、法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析を開始することとしており、行政や研究者、民間事業者等が多様な研究に利活用できるよう所要の改修を行う。

2. 業務概要

（1）システムの機能改修

これまでの匿名介護レセプト等情報及び匿名要介護認定情報に加えて、高齢者の状態やケアの内容等情報である匿名LIFEデータを第三者提供DBに取り込み、第三者に対しデータ提供を可能とするため、匿名LIFEデータの取込み機能や新規項目の追加等の改修を実施するとともに、提供するデータの抽出や集計表の作成等を実施する。

（2）システムの運用・保守

介護DBのデータの取込や、運用支援業者からの依頼に基づき、集計要件の調整を行い、データの集計・抽出を行う。

（3）システムの運用支援

- ① 上記改修に係る要件定義に必要な関係者との調整、工程管理を行う。
- ② データ提供を希望する提供申出者からの相談を受け、目的とする研究に必要なデータの提案やデータの性質等に係る説明を行うなど、申請に係る相談・支援を行うとともに、専門委員会では審査をしてもらう前に、事務局における事前審査を行う。
- ③ 申請書の内容を踏まえ、提供するデータを本システムから抽出・集計するための要件定義を行い、当該要件に基づく抽出・集計がされているかの確認を行う。
- ④ 厚生労働省において、匿名介護レセプト等情報及び匿名要介護認定情報等の集計データを公表するため、当該集計要件の検討に係る支援や、運用保守業者から提供されるデータの確認等を行う。

3. 実施主体

国（民間法人へ委託）

4. 創設年度

運用開始年度：平成30年度（構築年度：平成30年度）

地域包括ケアシステムの構築

※金額は令和4年度所要額(公費)

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(令和7)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 824億円

- 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定時における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) 1,196億円

- 平成27年度介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を引き続き行う。
 - ・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善
(893億円<改定率換算で+1.65%>)
 - ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
(303億円<改定率換算で+0.56%>)

(3) 介護職員の処遇改善 313億円

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護職員を対象に、令和4年度介護報酬改定により、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための措置を講じる。
 - ・対象期間は令和4年10月以降の賃金引上げ分
 - ・介護職員(常勤換算)1人あたり月額平均9千円相当の処遇改善
 - ・他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 534億円

- 全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応のほか、社会参加活動の体制整備や認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 上記の地域支援事業の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%(公費割合は77%)。

※2 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

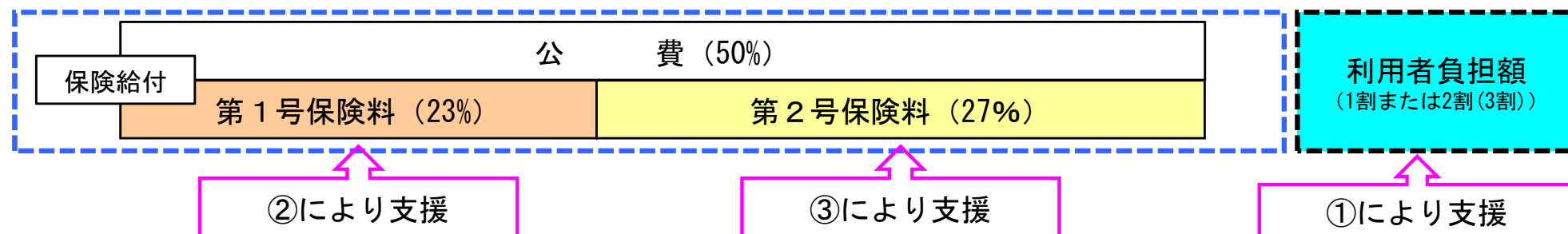
利用者負担
免除関係

①避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援 4億円

保険料減免
関係

②避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援 7億円

③避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援 1億円



※ 財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)を、①②については平成26年度以前は全額復興特会であったが27年度から9:1に、29年度から8:2、令和元年度は6:4、2年度は4:6、3年度から2:8に変更。
各医療保険者(都道府県国保、国保組合)の③については平成26年度以前は8:2であったが27年度から7:3に、29年度から6:4、令和元年度は4:6、2年度から2:8に変更。

(参考) 令和4年度の対応	利用者負担	保険料
帰還困難区域等	最長5年2月末まで実施	最長5年3月まで実施
既に避難指示が解除された旧避難指示区域等	最長5年2月末まで実施 ただし、上位所得者を除く	最長5年3月末まで実施 ただし、上位所得者を除く

計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない。

※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者。

長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業

(福島介護再生臨時特例補助金＜東日本大震災復興特会＞)

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：1.4億円（1.4億円）

事業の内容（目的・概要）

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

成果目標・所要額・事業スキーム

成果目標

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム



※国は所要額を福島県に交付
※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施

事業イメージ

- 入所施設
避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。
また、各施設は、令和3年度に、介護人材の確保、新規の施設入所を進めるとともに、経営強化を図っていくため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成するため、令和4年度においては見直しを行う場合に支援する。
<対象施設>
避難指示解除区域等の介護施設であって、令和2年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）
<助成内容>
介護報酬の減収相当額
※ 運営支援については、入所者数に対する介護職員数が過剰になっている場合には補正した上で補助額を算出



- 訪問系サービス再開等促進事業
避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。
また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成・見直しを行う場合に支援する。
<対象事業所>
・避難指示解除区域内の事業所
・避難指示解除区域内に事業所がない場合の外部の事業所
<助成内容>
介護報酬の一定割合（10%）を補助



介護施設等の災害復旧（社会福祉施設等災害復旧費補助金＜東日本大震災復興特別会計＞）

令和4年度予算案：7.1億円

事業の内容（目的・概要）

- 東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。

成果目標・所要額・事業スキーム

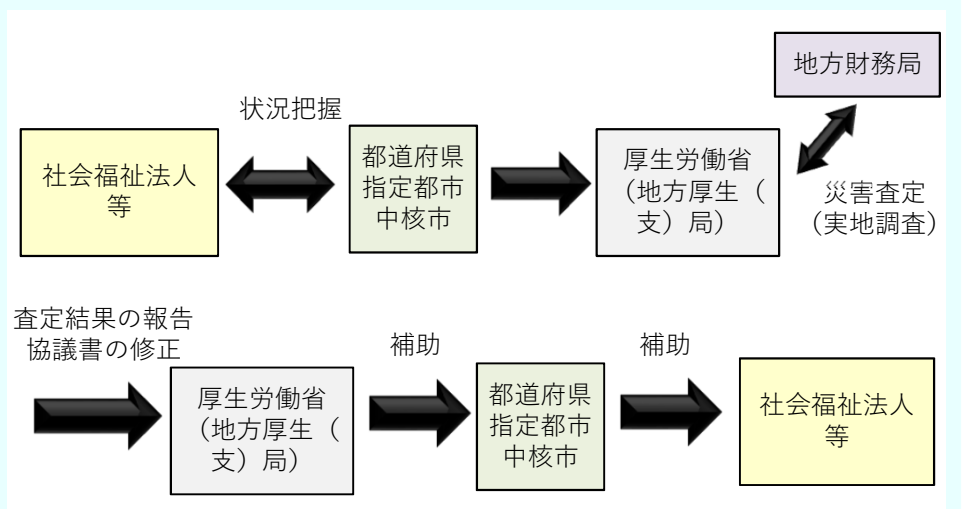
成果目標

- 東日本大震災で被災した介護施設等の復旧による介護提供体制の構築

所要額

713,477千円

事業スキーム



事業イメージ

<補助対象施設>

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション 等

<補助対象経費>

介護施設の災害復旧事業に要する経費
（※災害復旧事業が1件につき80万円以上）

<交付先>

都道府県、指定都市、中核市

<補助率の引上げ>

- ・ 激甚法指定による国庫補助率引上げ（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）
- ・ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
1／2 → 2／3に引上げ（例：認知症高齢者グループホームなど）
1／3 → 1／2に引上げ（例：介護老人保健施設など）

○ 令和4年度予算案においては、激甚法指定による国庫補助率の嵩上げ率の確定に伴い、既に復旧済の岩手県・宮城県・いわき市に対する補助率嵩上げ分に係る所要の予算を計上。

仮設住宅サポート拠点運営事業

令和4年度予算案：復興庁所管「被災者支援総合交付金」115億円の内数（復興庁で要求）
（令和3年度当初予算額：125億円の内数）

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

○ 実施主体 大熊町、双葉町

○ 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

設置箇所数(R3.4現在)	福島県
3箇所(3箇所)	3箇所(3箇所)

※括弧書きは前年度

※岩手県、宮城県は令和元年度で終了

※福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続